

笑顔がきらり☆まちプラン

— 第3次常陸大宮市男女共同参画計画 —

HITACHIOMIYA GENDER EQUALITY



常陸大宮市
令和3年3月

はじめに

すべての人が、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。



本市では、平成23年に第2次常陸大宮市男女共同参画計画を策定し、市民一人ひとりが性別にとらわれず自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画し、自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

世界的にも男女共同参画社会の実現に向けた動きは加速し、平成27年の国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、その目標の一つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられました。我が国においては、同年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会の中でも、女性の活躍がより一層期待される状況となっております。

このような情勢の中で策定いたしました、「笑顔がきらり☆まちプランー第3次常陸大宮市男女共同参画計画ー」は、前計画を継承しつつ、時代の潮流や常陸大宮市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、「一人ひとりが輝く」「自分らしく生きる」ことを実現するためのアプローチとして、無意識の思い込みに気づくこと、多様な生き方を理解し、寄り添うことに焦点をあて、「気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち 常陸大宮～」を掲げ推進することとしました。

今後も、誰もが世代や性別を超えて多様性を尊重し、安心して暮らせるまちづくりに取り組んで参りたいと考えます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました常陸大宮市男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様と関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

常陸大宮市長

鈴木 定幸

1 プランの策定にあたって……………1

1. プラン策定の趣旨と位置づけ …… 1
2. プランの構成・期間 …… 1
3. プランづくりの体制 …… 1
4. プランづくりの考え方 …… 2

2 プランの背景と市のようす……………3

1. 男女共同参画とは? …… 3
2. 男女共同参画に関する動き …… 4
3. 市の概況 …… 8
 - (1)結婚や出生に関すること …… 8
 - (2)仕事に関すること …… 9
 - (3)地域活動に関すること …… 10
 - (4)男女共同参画に関すること …… 11

3 基本構想ーBASIC CONCEPT……………12

1. 基本理念 …… 12
2. 基本目標(GOAL) …… 13
3. プランの体系 …… 14

4 基本計画ーBASIC PLAN……………15

GOAL I 女性の参画を広げよう……………16

- 基本施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 …… 16
- 基本施策2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進 …… 19
- 基本施策3 地方創生と地域における男女共同参画の推進 …… 22

GOAL II 安全・安心に配慮しよう……………25

- 基本施策1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …… 25
- 基本施策2 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援 …… 28

GOAL III 男女共同参画社会の土台をつくらう……………32

- 基本施策1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革 …… 32
- 基本施策2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進 …… 35
- 基本施策3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進 …… 38

5 プランの実現方策……………41

1. 計画の推進 …… 41
2. 計画における具体的取組一覧(令和3年度版) 42

資料編……………49

1. 策定経緯 …… 50
2. 常陸大宮市男女共同参画推進会議 …… 52
3. 常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 …… 54
4. 男女共同参画に関連する主な法律 …… 56

1 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と位置づけ

本プランは「男女共同参画社会基本法^{*1}」に基づき策定されるものです。本市においては、平成 18 年に第 1 次計画、その後平成 23 年に第 2 次計画を策定し、同計画では「男女共同参画で、一人ひとりの個性と能力がキラリと光るまちづくり（あなたは、あなたらしく。わたしは、わたしらしく。）」を基本理念とし、男女共同参画の視点から、市民一人ひとりが性別にとらわれず自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画し、自分らしさを発揮し、いきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

この間、「女性活躍推進法^{*2}」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*3}」の成立、国連において、SDGs（持続可能な開発目標）^{*4}が示されるなど、男女共同参画を巡る状況は日々変化しています。

この度、第 2 次計画の終了に伴い、これまでの取組の成果や市民意識の変化、社会情勢の変化などを踏まえ、新たに「笑顔がきらり☆まちプランー第 3 次常陸大宮市男女共同参画計画ー」を策定しました。

2. プランの構成・期間

本プランは「基本構想-BASIC CONCEPT」、「基本計画-BASIC PLAN」で構成します。

本プランの期間は令和 3 年（2021 年）度を初年度とし、令和 7 年（2025 年）度を最終年度とする 5 か年を計画期間とします。なお、法改正や社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて柔軟に見直しを行います。



3. プランづくりの体制

本プランは、庁内の「男女共同参画推進連絡会」で調査検討を行い、外部の有識者で組織する「男女共同参画推進会議」の意見を伺い策定するものです。なお、計画の策定にあたっては、市民アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント（市民等の意見公募）などにより、広く市民の意見を反映しています。

*1 男女共同参画社会基本法 P.3 参照

*2 女性活躍推進法 正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で 2016 年 4 月 1 日施行された。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から 10 年間の時限立法となっている。

*3 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 国会（衆議院、参議院）及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としている法律。平成 30 年 5 月 23 日公布・施行された。

*4 SDGs(持続可能な開発目標) 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

4. プランづくりの考え方

新たなプランづくりにあたっては、第2次計画に示す理念や施策を前提とし、時代の変化などに対応しつつ、常陸大宮市の特性にあった以下に示す7つの視点・考え方に立って進めました。

●何をするかを示す

—「女性が活躍できる地域社会の構築」のために「何をするか」を示す計画づくり— 

- ・創生総合戦略の「視点1 女性が活躍できる地域社会の構築」を実現するための具体的な施策を示すものであることを明確に意識して計画をつくりました。

●着実に実現する

—実現したいことを、着実に実現できる計画づくり— 

- ・実現できていない目標に対してポジティブ・アクション（積極的な改善措置）*1を推進し、実現する施策を位置づけます。
- ・個別事業の活動指標のみにとらわれず、政策的な目標（数値目標）を掲げて進行管理を行います。
- ・本計画の推進にあたり、市の推進役となるために、市役所及び市職員が取り組む事項等についても併せて記載しています。

●最新の動きをとらえる

—法制度の改正や国・県の動向及び市の上位計画などを踏まえた計画づくり— 

- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」の方向性や目標を踏まえます。
- ・関連する計画（総合計画、創生総合戦略他、教育・福祉の計画など）との整合を図ります。

●オーダーメイド・独自性

—地域特性を理解し、地域に即したオーダーメイドの計画づくり— 

- ・地域特性を分析することにより、常陸大宮市に最も適した計画となるよう留意します。
- ・地域に根差した社会的慣習や地域リーダーの状況なども踏まえ、活用した計画とします。

●新たな課題への対応

—求められる新しいテーマを盛り込んだ計画づくり— 

- ・男女共同参画に関連したSDGs（持続可能な開発目標）の課題に積極的に取り組む施策とします。
- ・国際化の進展や性的マイノリティ*2等、時代潮流からの新たな課題へ取り組みます。

●市民が分かりやすい

—常陸大宮市の取組を広く周知するための計画づくり— 

- ・「計画の内容の難しさ、わかりにくさ」を改善します。
- ・市民が男女共同参画について興味を持てるような、読みやすい概要版を作成します。

●「今」を発信する

—常陸大宮市における男女共同参画計画の「今」を発信する計画づくり— 

- ・市の取組だけでなく、市民や市内事業所の取組の周知を図ることにより、計画の内容が具体的に実感できるよう工夫します。

*1 ポジティブ・アクション（積極的な改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

*2 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのことを指す。性的少数者（セクシュアルマイノリティ）、LGBTとも言う。

2 プランの背景と市のようす

1. 男女共同参画とは？

男女共同参画社会は、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。
(「男女共同参画社会基本法」第2条)(国立女性教育会館HP)



なぜ男女共同参画を進めなければならないの？

憲法には男女平等がうたわれているのに、政策・意思決定では女性があまり参加できていない、男女間の賃金に格差がある、育児や家事に男性があまり参加していないなど、多くの問題があり、男女共同参画社会実現は未だ道半ばにあるからです。

「男女共同参画社会基本法」です。そこでは男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(法第2条)と定義しています。

男女共同参画社会の基本となる法律は？



●男女共同参画社会を実現するために●

男女の人権の尊重

男性でも女性でも同じように個人として尊重されます。性別にかかわらず、一人の人間として、個性と能力を発揮できるようにしていきます。



社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事やリーダー的役割を担い、女は家事やケア役割を担う」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が経済的にも社会的にも対等に活動が行えるような社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。



政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。



家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、仕事や学習、家族としての役割を果たしながら、地域活動ができるようにします。



国際的協調

男女共同参画づくりのためには、国際社会とともに歩むことも大切です。男女共同参画に関連深い各種条約や国際会議における議論等について周知徹底し、他の国々や国際機関と相互に協力します。



2. 男女共同参画に関する動き

●世界動向

男女共同参画を取り巻く世界の動向としては、2019年3月、「第5回国際女性会議 WAW！」及び「W20 (Women20)」の会合が日本で同時開催されました。「第5回 WAW！」のテーマは「WAW! for Diversity (誰一人取り残さない多様な社会へ)」。 「W20」は日本が議長国を務め、「Closing the Gender Gap for New Prosperity (ジェンダーギャップ解消を通じた新しい成長のカタチ)」をテーマとし、コミュニケ (提言書) の策定及び手交を行いました。2020年10月の「W20」の会合はサウジアラビアが議長国を務め、オンライン会議で開催されました。

第5回国際女性会議 WAW！ / W20 の開催 (東京にて開催)



資料: 内閣府 男女共同参画局広報誌「共同参画」
令和元年6月号より

「第5回 WAW！」において、SDGs (持続可能な開発目標) にうたわれた、誰一人取り残さない持続可能で包摂性と多様性のある社会の実現に向け、国内外の課題について女性の視点も踏まえつつ、男性や若者を含む多様な背景を持つ参加者により議論が行われました。

世界水準と我が国の格差 (GGI | ジェンダーギャップ指数)

GGI (Gender Gap Index: ジェンダーギャップ指数) はスイスの「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野の指標から構成された男女格差を測る指数です。値の0は完全不平等、1は完全平等を意味しており、2019年度では日本は121位となっています。

順位	国名	スコア	▶ 分野ごとの日本の順位			
1	アイスランド	0.877	分野	順位	スコア	(前年比)
2	ノルウェー	0.842	経済	115位	0.598	↗
3	フィンランド	0.832	政治	144位	0.049	↘
4	スウェーデン	0.820	教育	91位	0.983	↘
5	ニカラグア	0.804	健康	40位	0.979	↗
6	ニュージーランド	0.799				
7	アイルランド	0.798				
8	スペイン	0.795				
⋮	⋮	⋮				
121	日本	0.652				

GGI 153か国中 121位
世界の国々と比較すると、日本の男女格差は依然として大きい。

資料: 内閣府 男女共同参画局広報誌「共同参画」
令和2年3・4月号より

女性に対する暴力という陰のパンデミック (世界的大流行) が増加

2020年4月、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、グテーレス国連事務総長は都市封鎖等により家庭内暴力が急増していると指摘し、「国家規模で女性に対する暴力の防止と救済を重要項目とする」との声明を出しました。

また、国連女性機関のムランボ=ヌクカ事務局長も「陰のパンデミック (世界的大流行) が拡大」と声明を発し、女性のためのシェルター*1やヘルプライン機能を継続し広く周知すること、オンラインやSNS*2を利用した社会支援の強化を提言しています。



資料: 内閣府 男女共同参画局広報誌「共同参画」令和2年6月号より

*1 シェルター 暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。公的施設 (公的支援) と、民間団体が自主的に作って運営している施設がある。
*2 SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニケーション型のサービス。

●国の動向

第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて

国においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。引き続き、総務省内閣府において計画の策定に取り組み、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画は令和12年度末までの「基本認識」、令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」、「具体的な取組」を定めるものとなっています。

第5次の計画においては、4項目の「目指すべき社会」が示され、その実現を通じて男女共同参画社会形成の促進を図るとしています。特に、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けての取組は各自治体に求められる課題となっています。

また、「女性活躍加速のための重点方針2020」においては、「第5次男女共同参画基本計画」と軌を一にして女性活躍に向けた取組を一段と加速させるとしています。

さらに、令和2年5月には災害の多発化・激甚化に対応して「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が閣議決定され、平常時から復興まで自治体が取り組むべき事項が示されました。



目指すべき社会

- ★男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ★男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ★仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ★あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会



●茨城県の動向

茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の策定に向けて

茨城県においては、令和2年度に「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定されました。

この計画は令和7年度までの5か年計画で、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題（女性の活躍推進、固定的な性別役割分担意識^{*1}、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*2}、女性に対するあらゆる暴力、防災における女性参画など）に対応するとともに、3つの基本目標「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」のもと、中長期的な展望に立った県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性が示されています。

第4次の計画においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大下での対応や、科学技術・学術における男女共同参画や多様性を認め合うダイバーシティ社会^{*3}などの視点が新しく加わりました。

また、第4次の計画に先立ち、令和元年7月に都道府県では茨城県が初めて、性的マイノリティのカップルを夫婦に相当する関係として公認する「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行しました。

*1 固定的な性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のこと。
*2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。
*3 ダイバーシティ社会 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

●常陸大宮市の動向

第3次男女共同参画計画の策定に向けて

平成18年1月に策定された「常陸大宮市男女共同参画計画（前期基本計画、後期基本計画）」、平成23年度～令和2年度までの「第2次常陸大宮市男女共同参画計画（前期基本計画、後期基本計画）」のもと、実施計画について毎年のローリング（点検・評価・見直し）を行いながら、男女共同参画社会の形成に向けて啓発活動や講演会の開催などに取り組んできました。

男女共同参画推進会議の取組

男女共同参画意識の向上や参画社会の形成を目指すために、平成18年から「常陸大宮市男女共同参画推進会議」が設置されています。推進会議は市長が委嘱する男女共同参画社会の形成に関心や識見を有する委員で構成され、本市の男女共同参画計画策定に関する事項の検討・協議を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた市民の一層の関心と意欲を高めるための「男女共同参画川柳・標語・写真コンテスト」や市民への周知啓発のための「男女共同参画講演会」など男女共同参画推進の取組を行っています。

防災・復興分野での男女共同参画の視点の導入

平成23年の東日本大震災では様々な意思決定過程での女性の参画が確保されず、様々な課題が生じました。「常陸大宮市地域防災計画」（平成18年・平成5年策定、令和2年改定）では、被災者支援の備えや避難所の運営等で、男女のニーズの違い、福祉避難室、表示の外国語併記などすべての市民に対する視点が加わり、防災・復興面での男女共同参画が推進されてきています。

第4回男女共同参画 川柳・標語・写真コンテスト（平成30年度）

一般の部

川柳 最優秀賞

爺つくる 味噌汁の味 孫ほめし

優秀賞

趣味の欄 料理と書いた お父ちゃん
初めての 手料理作るよ 鍋はどこ

標語 最優秀賞

差をなくし 夢の広がる 良い社会

優秀賞

協力と尊重と共に歩こう

小中学生の部

川柳 最優秀賞

いい夫婦 家事も育児も 半分こ

優秀賞

イクメンは あたりまえだよ がんばって
母残業 父の仕事場 台所

標語 最優秀賞

女らしい 男らしいの 決まりはない

優秀賞

私とあなた、こせいを力に 変えていこう
創っていこう 男女共同
みんなの楽しい世界へと

写真 入選作品

左 父も育児ふんとう中

右 花のように、
さきほこる「舞」を



●社会経済情勢の動向

人口減少・少子高齢化の進展とライフスタイルの大きな変化

県北地域は県内で最も高齢化が進行

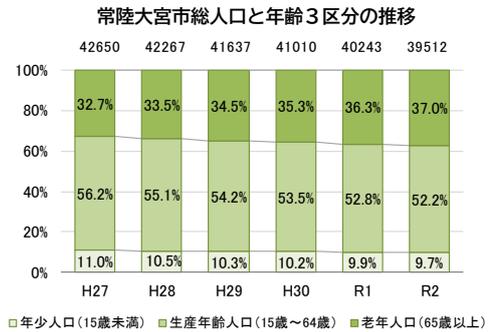
将来的にも大きな人口減へ

- ・本市においても人口減少、少子化・高齢化が進行（社会動態では女性の転出超過が顕著）
- ・経済、社会保障制度、地域コミュニティなど生活にあらゆる影響が出ている

ICT（情報通信技術）の進展と

個人の価値観・ライフスタイルの多様化・複雑化

- ・IoT、AI、RPA、ビッグデータ等*1を活用したサービスが誕生（生活や経済への技術の広まり）
- ・本市においても防災・教育・医療福祉等の市民サービス、事務的な行政サービスの維持など多面的にICT（情報通信技術）の活用を目指している
- ・子供～高齢者の各世代を取り巻く社会環境も大きく変化（いじめ、貧困、虐待、格差社会の進行、ニート、インターネット犯罪など様々な問題も発生）



安全・安心で持続可能な社会環境の実現を目指した動き

震災、大型台風による風水害などを始めとした未曾有の災害の発生

- ・本市においても被害の発生、今後も大型地震や極端な気象現象の発生が予測される
- ・誰もが安全・安心に暮らせる社会体制の整備、国土強靱化の推進

持続可能な社会の実現に向けた考え方「SDGs（持続可能な開発目標）」の推進

- ・より持続可能な社会の実現のため、気候変動や貧困、ジェンダー*2問題など広範囲な課題の統合的な解決に向けた取組の推進

アフターコロナの社会変容への対応

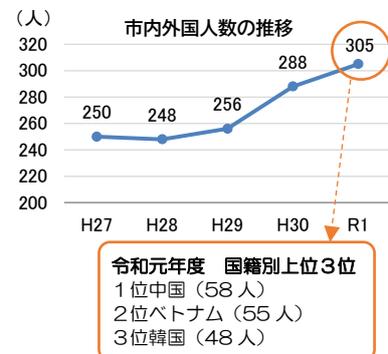
- ・生活・働き方の変化、健康・福祉の重要性の再認識など世の中の価値観が大きく変化
- ・ピンチからチャンスへの転換期



多様な人が住みやすいと感じる多文化共生社会*3の実現

グローバル化（国際化）の進展

- ・交通・情報技術の発展により国際化が加速
今後控える東京五輪も契機となる（国際意識の醸成）
- ・本市においても多くの外国人が定住している（増加傾向）
- ・異文化への理解、国際的な視野の醸成
性別・年齢に関わらず多様な人が住みやすいと感じる質の高いまちづくりへ



*1 IoT、AI、RPA、ビッグデータ IoTとは、Internet of Things（モノのインターネット）の略で、インターネットと様々なモノをつなげ、相互に情報を送受信する仕組みの技術。AIとは、Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システムのこと。RPAとは、Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略で、人間が行うPC作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する仕組みのこと。ビッグデータとは、インターネット上で収集、分析できる膨大かつ多様で複雑なデータのこと。

*2 ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

*3 多文化共生社会 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。

3. 市の概況

(1)結婚や出生に関すること

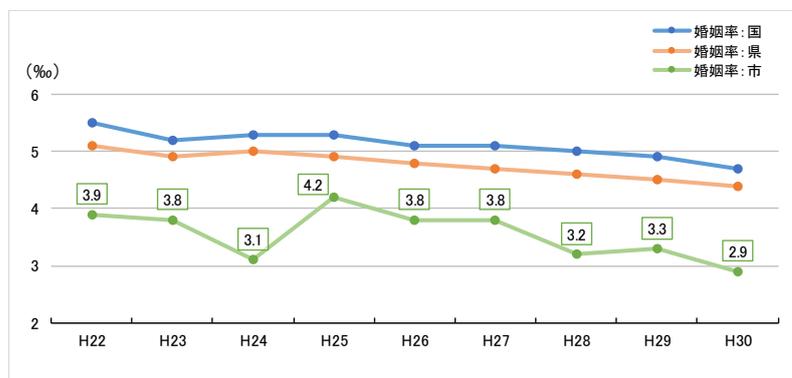
国・県と比べて婚姻率は大きく低下し、未婚者の増加に伴い急激に少子化も加速している。市では現状に対して各種支援に取り組んでいるが、周知・PR 不足で課題となっている。

●婚姻率について

本市の婚姻率は、国、県と比較して大変低くなっています。国、県は緩やかな減少となっていますが、本市は減少と増加を繰り返し、平成 22 年と平成 30 年では 1.0%^{*1}の減少となっています。

このような状況に対応するため、本市では結婚に関する応援の取組として、相談やイベント等の取組、結婚祝い金の支給や新婚家庭に対する家賃助成など、各種支援を行っています。

婚姻率の推移（人口千人対）



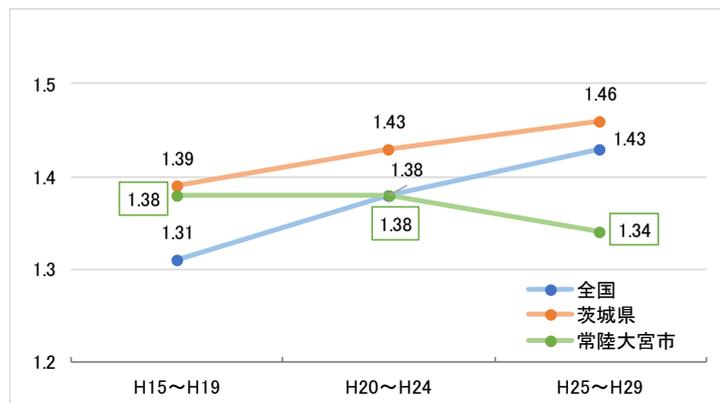
資料:厚生労働省「茨城県人口動態統計」、厚生労働省「平成30年人口動態統計の年間推計」、「国勢調査」

●合計特殊出生率について

本市の合計特殊出生率^{*2}は平成 15 年～平成 19 年、平成 20 年～平成 24 年の 10 年間は 1.38 と横ばいで推移していましたが、平成 25 年～平成 29 年の直近の 5 年間は 1.34 と減少しています。一方、国や県は増加で推移しており、特に直近の 5 年間では国、県との差が大きく、本市の少子化が加速していることがうかがえます。

市では安心して子を産み育てられるよう、出産祝い金の支給や特定不妊治療費の助成、マタニティサポート、乳児育児用品購入の助成等の取組などの各種支援を行っています。

合計特殊出生率（ベイズ推定^{*3}値）の推移



資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

*1 % パーミル。1000 分の 1 を 1 とする単位。（1%は 0.01、1%は 0.001）

*2 合計特殊出生率 15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に出産する平均の子供数を表す。

*3 ベイズ推定 小地域の推定に有効な算出手法のこと。市区町村単位では出生数が少なく、出生数の数値が不安定であるため、市町村のデータの他に二次医療圏（周辺市町村含）単位で推定したデータを加味する「ベイズ推定」を用いて算出する。

(2)仕事に関すること

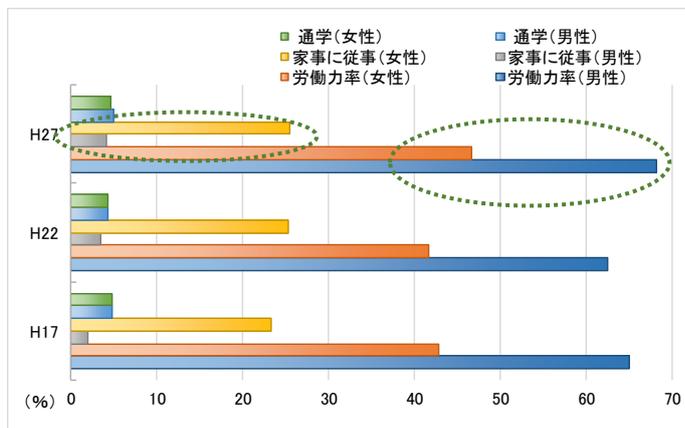
働く男性の割合が女性に比べ多い。女性は働くとともに、家事に従事している人も多い。
結婚・出産後も働く女性の割合は年々増加傾向にあるが、雇用形態面や所得格差等の課題がある。
市内の課税額をみても男女間で大きな差があり、所得格差がわかる。

●労働力率と家事・通学の状況について

本市の男女の労働力率*1を比較すると、**男性は60%台で推移している一方で、女性は40%台と約20ポイントの差が見られます。**

非労働力人口の中の通学に占める割合は男女ともにほぼ同じ割合となっていますが、一方で、家事に従事している人の割合は、圧倒的に女性が高くなっています。

男女の労働力率と家事・通学の割合



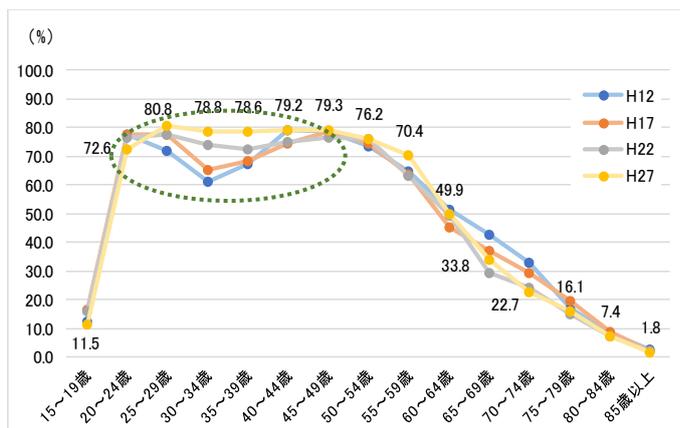
資料:「国勢調査」

●女性の年齢別労働力率について

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成12年と平成17年では、M字カーブ*2がはっきりとわかりますが、平成22年と平成27年ではほぼM字カーブが解消されています。

特に平成27年は**25~49歳までほぼ横ばいの労働力率**となっており、結婚や出産後も働く女性が増加していることがわかります。

女性の年齢別労働力率



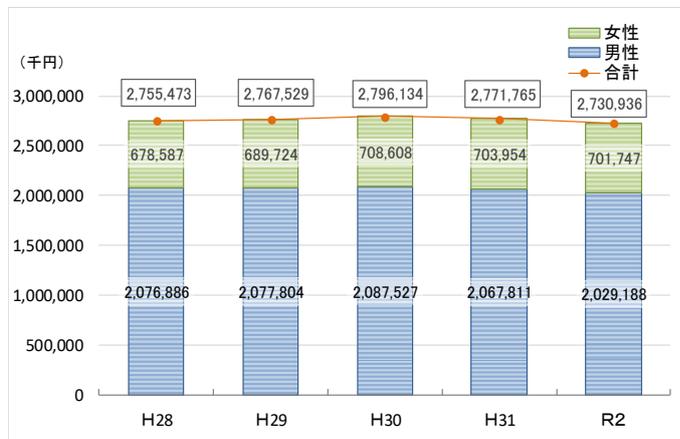
資料:「国勢調査」

●市県民税の課税状況について

市県民税課税額の推移(男女別)をみると、**男性と女性の課税額には3倍近くの差があります。**

男女の労働力率の現状からみても、男女間での所得に格差があることが考えられます。

市県民税額の推移(男女別)



資料: 税務徴収課提供

*1 労働力率 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合のこと。

*2 M字カーブ 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描く傾向がある。

(3)地域活動に関すること

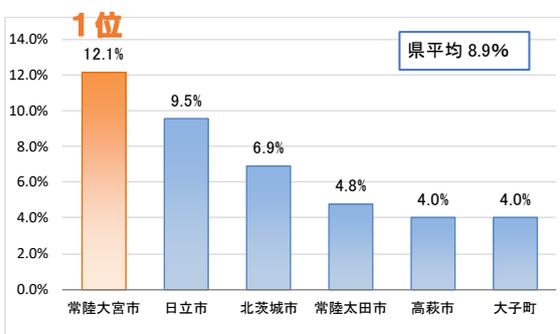
市の防災等における女性の参画は進んできている。一方で、災害発生時などに地域で活躍する女性リーダー等の育成には課題がある。自治会等を見ると、女性の区長はおらず、普段から女性が地域に参画できるような仕組みづくりが必要となっている。

●防災分野における女性の参画状況について

防災・復興分野での男女共同参画が推進されてきたこともあり、本市の防災会議の女性比率は12.1%で県の平均値を上回っています。また、**県北地域では1位**となっており、引き続き女性の参画を積極的に推進していく必要があります。

また、災害発生時は地域での防災活動が重要であり、地域のリーダーとして指導し、活躍できる人材、**特に女性リーダーを増やしていくことが課題となります。**市内の女性団体等や各地域の女性防火クラブ、消防団の女性分団等の知識や経験、ネットワークをいかせるよう、更なる活動支援の充実が求められます。

防災会議の女性比率（県北地域）



各地区にある女性防火クラブ

名称	設立
薩郷女性防火クラブ	昭和 57 年
小倉女性防火クラブ	昭和 61 年
御前山女性防火クラブ	平成 10 年
山方女性防火クラブ	平成 12 年
緒川女性防火クラブ	平成 22 年
大宮女性防火クラブ	平成 24 年

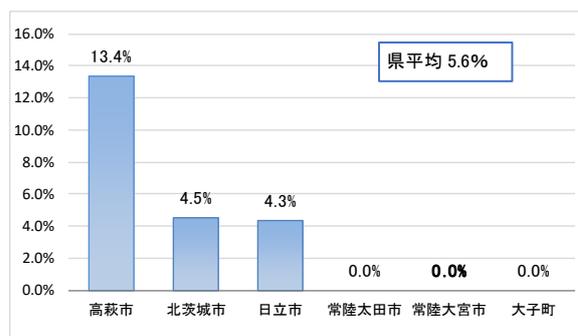
資料：内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」令和元年、「常陸大宮市地域防災計画」

●地域における女性の参画状況について

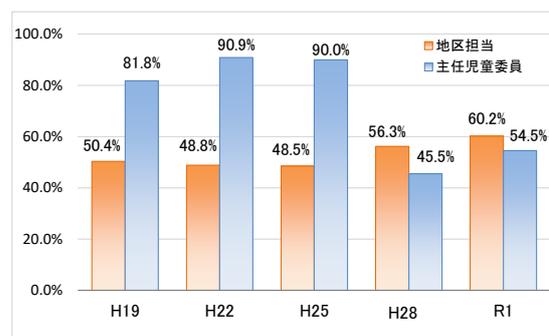
地域活動の主力である自治会（行政区の区長）に占める女性の割合をみると、本市においては0%となっています。県北地域では大子町、常陸太田市も0%となっており、**地域における女性の参画の仕組みづくりが求められます。**

民生委員・児童委員について、令和元年では地区担当と主任児童委員どちらも女性比率が5割以上となっており、女性の参画は進んでいます。主任児童委員は平成19年～平成25年では女性が8割以上と偏りが見られましたが、平成28年からは5割程度と、男女比が均等となっています。地区担当については平成19年からほぼ男女半々の割合で推移しています。

自治会長に占める女性の割合（県北地域）



民生委員・児童委員に占める女性の割合



資料：内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」令和元年、市民協働課

(4)男女共同参画に関すること

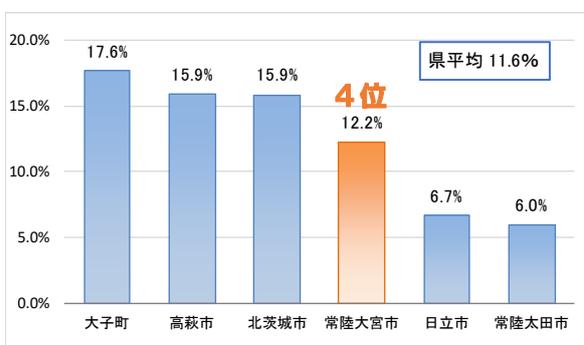
市の男女共同参画の状況を見ると、市職員に占める女性管理職の割合は県平均を上回っているため、今後も積極的に登用していくことが求められる。また、男性の育児休業の取得率は0%となっており、取得に向けた環境を整備していく必要がある。

●女性の登用や意思決定過程への女性の参画の状況について

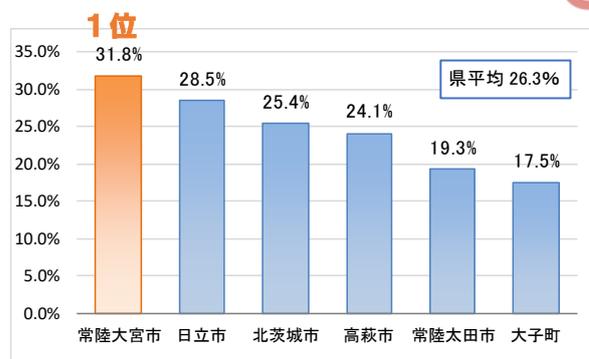
本市の一般行政職の管理職の女性比率は12.2%、審議会の女性比率は31.8%となっており、いずれも県の平均を上回っています。

県北地域でみると審議会の女性比率は高い傾向にありますが、行政職の女性管理職の登用状況は県平均より高いものの県北地域ではやや低く、ポジティブ・アクション（積極的な改善措置）が期待されます。

女性管理職の在職状況（県北地域）



審議会等における女性登用比率（県北地域）



資料:内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」令和元年

●職員のワーク・ライフ・バランスの状況について

男性公務員の育児休業取得状況を見ると、県北地域では高萩市（10%）を除き、取得されていない状況です。男性の育児休業取得を妨げている要因を見極め、時間をかけて取り組んでいく必要があります。

また、市職員（事務職）の超過勤務状況を見ると、県北地域では13.4時間/月と4番目に高く、県平均を上回っている状況です。業務量の見直しやノー残業デーの推進など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）支援に取り組む必要があります。

男性職員の育児休業取得状況（県北地域）



職員（事務職）の超過勤務の状況（県北地域）



資料:内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」令和元年

3 基本構想－BASIC CONCEPT

1. 基本理念

本計画はこれまでの第1次、第2次計画における基本理念を継承しつつ、常陸大宮市を取り巻く様々な変化にも対応していくため、時代潮流、アンケート調査やヒアリングの結果から、以下のように定めます。

第3次計画の基本理念

気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち 常陸大宮～

私たちのまち（市）は、「一人ひとりの個性と能力がキラリと光るまちづくり」を目指して、男女共同参画の取組を推進してきました。これは、「男女共同参画」を推進するために必要なことは、性別にとらわれず、自分らしく生きることを基本としたまちづくりを進めようという考え方を示したものです。

これを「一人ひとりが輝く」「自分らしく生きる」の2つの言葉にまとめます。

「一人ひとりが輝く」ためには、目に見えない、日々の生活の中では見過ごしてしまう小さな差別や偏見、自分自身も気づいていない無意識の偏見をなくしていくための気づきが必要です。

なぜなら、これまで様々な取組が進められてきたにも関わらず、頑張ること、活躍することで、かえって「生きづらい」という現実があるからです。

また、誰もが「自分らしく生きる」ためには、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場所において、多様性、様々な生き方が認められ、男性、女性、性的マイノリティ、どんな人にも、やさしい環境であることが大切です。

なぜなら、「自分らしく生きる」ということは、誰もが憧れる高い目標に到達し、誰よりも光り輝くことだけを意味する言葉ではないからです。

そこで、新たな基本理念では、「一人ひとりが輝く」「自分らしく生きる」ことを実現するためのアプローチとして、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）^{*1}に気づくこと、多様な生き方を理解し寄り添うことに焦点をあて、

「気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち 常陸大宮～」を掲げることとしました。

^{*1} アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み） 人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけ、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。

2. 基本目標(GOAL)

GOAL I 女性の参画を広げよう あらゆる分野における女性の参画拡大

女性が働きやすい職場や誰もが性別を意識することなく活躍できる環境を整えていくには、男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映していくことが大切です。

- 政策・方針決定過程に積極的に女性を登用し、性別にとらわれることのない人材活用を進め、女性の職域の拡大や意識改革を推進します。
- 男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援の充実を図り、男女の均等な雇用機会や待遇の確保を促進し、働く女性の活躍推進を支援します。
- 「女性が活躍できる地域社会の構築」を目指し、地域活動への女性の参画を進め、女性リーダーの育成に努めます。



GOAL II 安全・安心に配慮しよう 安全・安心な暮らしの実現

人生 100 年時代の到来を意識した安全で安心な暮らしを実現していくには、女性に対する暴力の根絶や生涯にわたる健康の保持・増進等、多様な困難を抱えている人への支援が必要です。

- DV*1、各種ハラスメント*2、児童虐待等の未然防止の取組を進め、男女間におけるあらゆる暴力の根絶を図ります。
- 市民のライフステージに合わせた健康づくりやメンタルヘルス*3、保健指導を推進します。
- 生活上困難な状況にある人や高齢者・障がい者・外国人等への支援と相談体制の強化を図り、多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けた取組を推進します。



GOAL III 男女共同参画社会の土台をつくろう 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

未だに残る固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みによる差別や区別など市民の意識を改革していくとともに、子供だけでなく大人にも男女共同参画に関する教育が重要です。

- 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと市民意識の改革を促進します。
- 学校教育や生涯学習を通じた男女共同参画教育の機会を提供し、市民の意識の改革を促進します。
- SDGs（持続可能な開発目標）やジェンダーギャップ*4など国際的な動向の情報や国際交流の場を提供します。



*1 DV ドメスティック・バイオレンス。配偶者・パートナーからの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。
*2 ハラスメント 広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性や人格に関する言動などで相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。
*3 メンタルヘルス 精神面における健康（心の健康）のこと。
*4 ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる様々な格差のこと。

3. プランの体系

GOAL I 女性の参画を広げよう あらゆる分野における女性の参画拡大

1 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進	①審議会等委員への女性の参画拡大
	②女性活躍の支援充実（職員の職域拡大）
	③企業・団体などにおける女性の参画拡大
2 仕事と生活の調和・ 雇用における 男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスなどの実現
	②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
	③働く女性の活躍推進への支援
3 地方創生と地域における 男女共同参画の推進	①地方創生のために重要な女性活躍の推進
	②農林商工業などにおける女性参画の推進
	③地域における男女共同参画の推進

GOAL II 安全・安心に配慮しよう 安全・安心な暮らしの実現

1 男女間における あらゆる暴力の根絶	①女性（男性）に対するあらゆる暴力の根絶への取組推進
	②セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進
	③性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進
	④児童虐待防止と相談支援体制の充実
2 多様な生き方への対応と 生涯にわたる 健康づくり支援	①生涯を通じた男女の健康づくり支援
	②貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援
	③高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備
	④子供が健やかに育つ生活環境づくり
	⑤性的マイノリティへの対応

GOAL III 男女共同参画社会の土台をつくろう 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画の視点に立った 慣行の見直しと意識の改革	①男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し
	②人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進
	③男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重
2 教育・メディア等を通じた 意識改革・理解の促進	①男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供
	②教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実
	③家庭や地域における教育・学習機会の提供
3 男女共同参画の視点からの 国際的協調の促進	①国際交流及び多文化共生の促進
	②SDGs（持続可能な開発目標）の実現

4 基本計画－BASIC PLAN

GOAL I 女性の参画を広げよう あらゆる分野における女性の参画拡大



政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進

地方創生と地域における男女共同参画の推進

GOAL II 安全・安心に配慮しよう 安全・安心な暮らしの実現

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援



GOAL III 男女共同参画社会の土台をつくろう 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備



男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革

教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進

男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

GOAL I

女性の参画を広げよう

あらゆる分野における女性の参画拡大

基本施策1

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

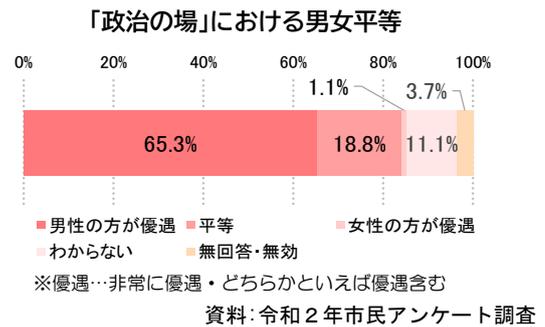
何かを決める場に女性の声を響かせるために～

人口の半分を占める女性が政治・経済・社会などあらゆる分野において、方針決定に関わる機会を拡大していくために、ポジティブ・アクション（積極的な改善措置）*1を図るとともに、キャリア形成*2における平等意識の醸成や仕組みづくりを促進します。

現状と課題

1 審議会の女性委員の割合は高いが、参画できていない分野において取組が必要

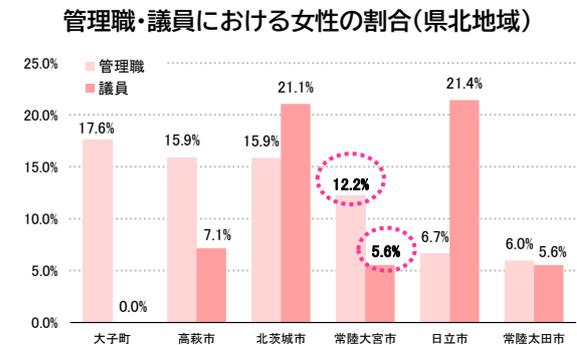
- 本市の審議会における女性の登用率は県北地域では最も高い比率となっている[▶P.11]
- 一方女性委員がない審議会もあり、女性が参画できていない分野がある
- 「政治の場」では「男性の方が優遇されている」と考える市民の割合が65.3%で最も多く、「平等」は18.8%である（アンケート）



審議会等や政策決定の場における女性の登用率向上に向けたポジティブ・アクション（積極的な改善措置）に取り組むことが必要と考えられます。

2 市の管理職・議員ともに女性は少なく、女性の活躍を阻害する要素の是正が必要

- 市の女性管理職割合は12.2%、女性議員は5.6%で、県北地域でみると女性登用率は低い
- 女性が管理職となって政策決定に関わるためには、出産・子育て期間のキャリアのハンデや、男女が平等に評価されキャリアを形成していく意識や仕組みが確立していないなどが課題である（ヒアリング調査）



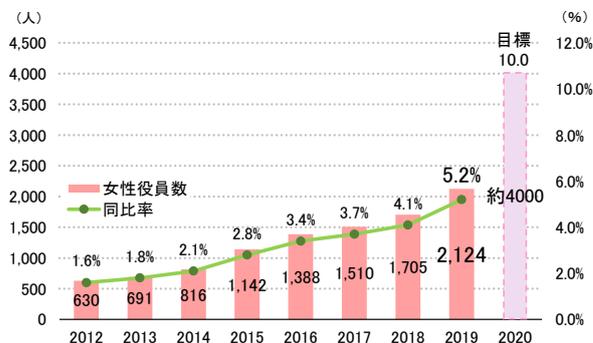
資料：内閣府男女共同参画局 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人の性別の偏りをなくすため、研修の充実や、キャリア形成における平等意識の形成、仕組みづくりの推進が緊急課題と考えられます。

3 企業における女性の活躍を推進するため、企業への着実な働きかけが必要

- 日本の企業では女性の管理職が諸外国に比べて少ない
国では女性が指導的地位を占める割合を2020年までに10%を目指すとして進めてきたが、現状は目標に届いていない
- 企業が男女共同参画に主体的に取り組み、女性が活躍できる職場環境を形成していくため、国では女性活躍推進企業「えるぼし認定^{*3}」、子育てサポート企業「くるみん認定^{*3}」などの取得を奨励している
- 企業における女性管理職について、医療・福祉の分野など職種によっては女性管理職も多い（ヒアリング調査）
- 女性の積極的な登用、活躍推進における企業の課題として、産休・育休の取得や取得から復帰まで周囲が協力できる体制の充実が重要である（ヒアリング調査）

上場企業の女性役員数の推移(内閣府)



資料：内閣府男女共同参画局
「女性役員情報サイト 上場企業における女性役員の状況」



企業において男女共同参画を推進するため、企業が主体的・積極的に女性の活躍を推進するとともに支援を図る必要があります。

4 団体における女性の参画を広げるための支援・啓発が必要

- 市には「女性活動指導者連絡協議会」などの組織がある
また、男女共同参画を進める役割を担う「男女共同参画推進会議」による啓発活動が行われている
- 市内で活動する各分野の団体においては、慣習上、女性が代表にならない傾向にある
- 女性の代表を積極的に登用することにより、女性が意思決定にかかわる機会を拡大していくことが求められる



男女共同参画の推進を担う団体の活動について、市民に向けて積極的に周知・拡大していくことが重要です。また、各種団体に対しては、女性の代表の登用を促していくことが求められています。

*1 ポジティブ・アクション（積極的な改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
*2 キャリア形成 自分自身で設定した目標にたどり着くために、スキルを獲得したり経験を積むこと。人が仕事を通じて職業能力を習得する活動。
*3 えるぼし認定・くるみん認定 働き方改革推進のために、厚生労働大臣が企業に認定する制度。
えるぼし認定制度とは、一般事業主行動計画を策定した企業で、女性の活躍推進の状況等が優良な企業に与えられる認定制度。（認定は3段階）
くるみん認定制度とは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業で、仕事と育児の両立支援に取り組む企業（計画に定めた目標の達成及び必要な一定の基準を満たす必要がある）に与えられる認定制度。（認定は2段階）

目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
審議会・委員会等委員に占める女性の割合	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合の増加を目指す。	県平均 26.3% (令和元年度)	31.8%	40.0%
課長以上の管理職員の女性の割合 (常陸大宮市)	市の政策決定に関わる女性管理職(課長職以上)の割合増加を目指す。	県平均 11.2% (令和元年度) <small>※内閣府 男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」</small>	9.1% <small>※総務省「地方公共団体定員管理調査」</small>	12.5%
えるぼし認定企業数 くるみん認定企業数	えるぼし認定企業及びくるみん認定企業の増加を目指す。	えるぼし：2社 くるみん：14社 (水戸市 令和元年度)	えるぼし：0社 くるみん：2社 (令和2年度)	えるぼし：1社 くるみん：4社

取組方向

① 審議会等委員への女性の参画拡大

- 政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会・委員会等への女性委員の参画状況の把握と結果についての検証を行い、女性の積極的登用を推進します。(ゴール&タイムテーブル方式^{*4})
- 女性委員がゼロの審議会・委員会等の解消を目指したポジティブ・アクション(積極的な改善措置)を図ります。
- 女性委員登用を図るための、人材発掘・人材育成を図ります。

② 女性活躍の支援充実(職員の職域拡大)

- 性別にとらわれず、適材適所での登用を図るため、女性職員の意識を把握し、その職域拡大を図ります。また、女性活躍支援の観点から、優先的な女性の登用を検討します。(プラスファクター方式^{*5})
- 男女共同参画に関する情報を日常的に提供し、職員の意識啓発を図ります。
- 人事のローテーション制度や入庁時からの管理職研修、キャリアに関する相談体制の充実など、男女ともに、働き方を選択しやすい環境づくりを目指します。

③ 企業・団体などにおける女性の参画拡大

- 企業が主体的・積極的に女性の活躍を推進するとともに、女性の能力開発を行っていくことができるよう支援・啓発に努めます。(一般事業主行動計画の策定、えるぼし、くるみんの認定、その他市独自の取組)
- 各種団体における代表者に積極的に女性が登用されるよう、支援・啓発に努めます。
- 女性活動指導者連絡協議会等、男女共同参画の視点から公的活動を行う団体の活動を支援します。
- 女性団体等人材育成各種セミナーの情報を提供します。

^{*4} ゴール&タイムテーブル方式 ポジティブ・アクション(積極的な改善措置)の手法の一つであり、数値などの達成すべき目標と達成までの期限を明らかにし、計画的に取り組む方法。

^{*5} プラスファクター方式 ポジティブ・アクション(積極的な改善措置)の手法の一つであり、能力が同等である場合に一方を優先的に取り扱う方法。

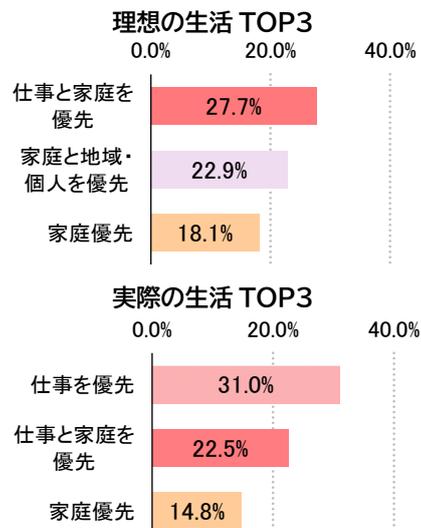
自分らしく働き、協力しあえる明日へ～

誰もが仕事と子育て・介護・社会活動等の生活と上手く調和を図りながら、働き続け、その個性や能力を発揮できるような環境整備に向けた取組を支援するとともに、男性が積極的に家庭に参画できるような体制づくりを推進していきます。

現状と課題

1 ワーク・ライフ・バランス*1の実現に向けて、仕事と子育て両面での支援が必要

- 理想は「仕事と家庭を優先」したいが、実際は「仕事優先」の市民が多い（アンケート）
- 男女ともに働きながら、子育てしやすい環境づくりが求められる
- テレワーク*2の導入等、全国的に多様な働き方を進める機運が高まっている。業務バランスが適正か見直し、仕事の効率化を図ることが課題となっている
- 市でもノー残業デー等の取組はあるが、徹底ができていない状況であるため、取組を推進し、市民へPRすることが大切である（ヒアリング調査）
- ライフステージごとにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は異なるため、その時々で良いバランスを保つことが大切である（ヒアリング調査）



資料：令和2年市民アンケート調査

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指し、市が率先して働き方改革を推進し、市民に周知・徹底を図っていくことが必要です。

2 育児休業等の制度を周知徹底し、誰でも当たり前に取得できる環境づくりが必要

- 市の男性職員の育児休業取得状況は0%。県北地域を見てもほぼ取得されていない[▶P.11]
- 男性は育児休業が取りづらい、周囲に迷惑がかけると感じてしまう。また、昇進に響くと考える人もいる（ヒアリング調査）
- 制度の正しい理解や、男性が育児休業等を取ることが当たり前となるような仕組みが必要。さらに、管理職等の意識改革による取得希望者への理解の促進、取得を促し協力しあう環境づくりが大切である（ヒアリング調査）

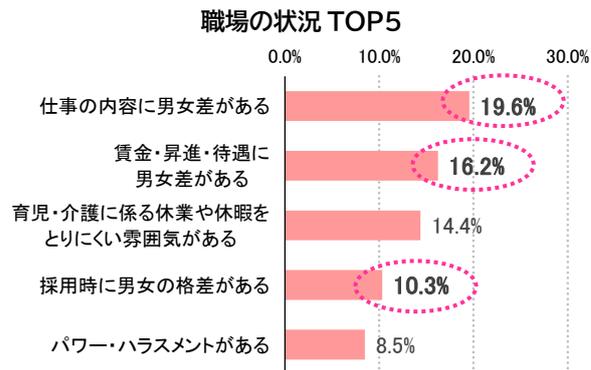


誰もが育児休業等を取得できる環境の実現の第一歩として、制度の理解・周知の徹底が重要です。また、人事配置の時点からの検討など、取得可能な体制づくりの推進が緊急課題です。

*1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。
 *2 テレワーク 「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指す。

3 雇用において男女が平等な機会・待遇の確保に向けた周知、取組が必要

- 「職場の状況」では「仕事の内容に男女差がある」と考える市民が19.6%、「賃金・昇進・待遇に男女差がある」が16.2%、「採用時に男女格差がある」が10.3%となっている（アンケート）
- 市内男女の労働力では男性約60%、女性は約40%で20ポイント差。市県民税の課税額では男性は女性に比べ3倍近く多く、所得格差がみられる[▶P.9]
- 企業や働く市民に向けて、労働に関する法律や制度の情報提供と周知が求められる

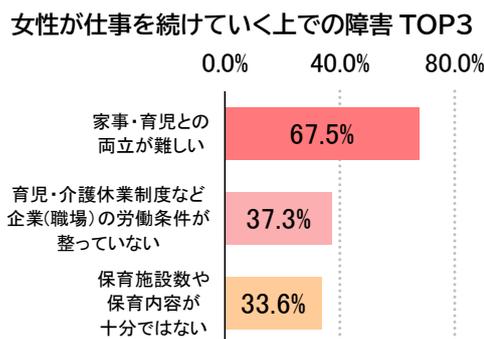


資料：令和2年市民アンケート調査

採用や配置、昇進等において性別による差別がないよう企業等へ制度の周知を図るとともに、仕事内容の格差是正、男女間の賃金格差の改善に向けた取組を進めていくことが求められます。

4 女性が個性や能力を發揮し、働き続けていくための支援が必要

- 「女性が仕事を続けていく上での障害」は、「家事・育児との両立が難しい」が67.5%、「育児・介護休業制度など企業（職場）の労働条件が整っていない」が37.3%となっている（アンケート）
- 女性の職業スキル向上や、起業や再就職、学びなおしなど、多様な目的に向けた取組等の支援が必要である
- それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるような社会の構築が求められる



資料：令和2年市民アンケート調査

女性が個々の能力を發揮し、自分らしく働き続けるため、企業・事業所や市民に向けた法制度の情報を提供するとともに、スキルアップの研修や取組等の支援の充実が求められています。

5 女性のキャリア形成に関しては、不安の軽減や適切なサポートが大切

- 女性の活躍推進、キャリア形成に向けては、経験不足によるプレッシャーなどが課題となっている（ヒアリング調査）
- 男女問わず、早い段階でのキャリア教育の実施、異動による偏りの是正など昇進前からの準備が大切である（ヒアリング調査）
- 女性の特性を踏まえた職域での活躍を目指すことで昇進しやすくなる



女性の活躍を更に推進していくためには、キャリア教育・研修や相談体制等の充実により不安軽減、サポートを行い、早い段階からキャリア形成を促していくことが求められます。

目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度 (アンケート調査)	「ワーク・ライフ・バランス」について見聞したことがある市民の割合増加を目指す。	市 34.9% ※男女別無し (平成 27 年度)	女性 45.1% 男性 50.4% (令和 2 年度)	女性 58.0% 男性 63.0%
市職員の育児休業取得割合	職員の育児休業取得率増加を目指す。	市女性 100% 男性 0.0% (平成 27 年度)	女性 100% 男性 0.0%	女性 100% 男性 5.0%
女性の職業能力開発の支援の研修の回数	女性のスキルアップ支援研修等の着実な実施と情報提供に努める。	1 回 (平成 27 年度)	2 回	2 回

取組方向

① ワーク・ライフ・バランスなどの実現

- ・安心して子供を産み育てられるよう、各種健診や育児・発達の相談事業など妊産婦及び子供の支援を行います。また、身近な地域に気軽に交流・相談できる場を設置するとともに、子育てサークル等を通じた育児支援により、育児不安等の解消を図ります。
- ・子育て家庭への支援として、幼稚園在園児を対象とした預かり保育の実施や、小学生児童が安全・安心に放課後を過ごせるよう支援するとともに、地域や関係団体との連携のもと、身近な場所に安全・安心に遊び・学べる場を提供します。
- ・仕事と、家事・育児・介護等の両立のための相互援助活動（ファミリー・サポート事業）により働いている人の負担軽減を図ります。
- ・男女平等に育児・介護休業を取得できるよう関係機関の情報周知や、普及・啓発に取り組みます。
- ・庁内においては、業務バランスの見直しや時間管理の見直しを進め、市職員の働き方改革を図ります。また、これらの取組を市民に周知し、啓発を行います。（ノー残業デーの徹底など独自の取組）
- ・市職員への各種研修等により育児休業等の取得希望者への理解や取得を促す意識の醸成に努めるとともに、子育て支援の各種制度の情報提供に努めます。
- ・企業においては、男性の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与^{*3}（広報等での紹介やその他インセンティブ制度発足など）や取得情報の情報開示を推進します。

② 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・「男女雇用機会均等法」の制度が職場で十分にいかせるよう、企業や市民に対し、関係機関からの情報を周知し、普及・啓発に努めます。
- ・労働に対する各種相談先等の情報提供に努めます。

③ 働く女性の活躍推進への支援

- ・庁内や企業においては、男女比率等の考慮や個々の能力や適性をいかす人事配置を進めていけるよう、関係機関からの各種情報提供や啓発など働きかけを行います。
- ・女性が活躍できる働き方の実現に向けて、労働に関する法律や制度、各種関係機関からの情報を周知し、普及・啓発に努めます。
- ・女性のキャリア形成に向け、職業スキル向上の学習機会の情報提供及び機会の提供を行います。また、キャリア教育の講座等の充実に努め、不安軽減や支援を図ります。

^{*3} インセンティブ付与 インセンティブとは広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。目標達成などの成果や努力に対する報奨など。

女性にやさしいまちは身近なところから～

若い世代の市外・県外流出が進み労働力人口の減少が懸念されるなか、若者の地元の定着のための取組や多様な働き方を支える環境整備などに努めるとともに、地域防災等の面においても女性が安心して暮らしていける地域づくりを進めます。

現状と課題

1 地方創生の推進のため、多様な働き方で活躍していく基盤づくりが必要

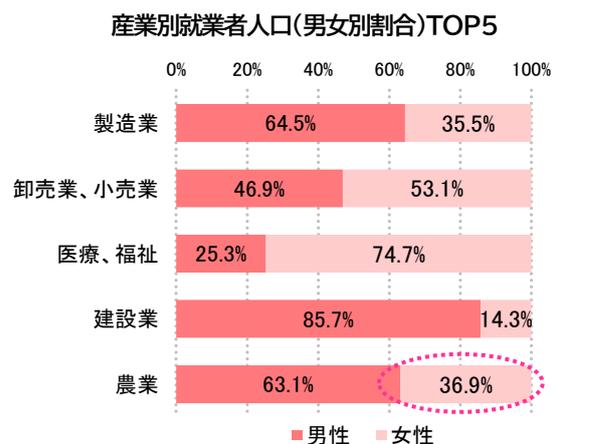
- 男女ともに 15～39 歳において大幅な転出超過となっている（平成 30 年度住民基本台帳移動報告）
- 創生総合戦略では、「女性が活躍できる地域社会の構築」の視点のもと、女性の転出抑制や定住に向けた取組を推進している
- コロナ禍の影響で在宅ワーク（テレワーク）^{*1}等、オンラインの活用が進み、東京圏に住む人の地方移住への関心の増加や、地方での働き方が多様化してきている
- 一方で、多様な働き方に対応する環境が未整備であり、課題となっている



創生総合戦略において定住化に向けた取組を推進していくとともに、雇用についても、男女共同参画の視点による若者の地元定着等への取組を推進し、女性が活躍できる地域社会の構築を目指します。

2 農林商工業・自営業者等への意識啓発が大切

- 市内の産業の状況は、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」に次いで「農業」が多く、農業は重要産業の一つを担っている（平成 27 年度 産業別就業者人口）
- 農業従事者の約 4 割は女性が占めているが（平成 27 年度 産業別就業者人口）、アンケートの「職業について」では、女性の「農林漁業職」は 0%となっている
- 農家等における女性の働きを手伝いではなく職業として認め、経済的な地位を向上していくことが必要である
- 自営業は就労の場と生活の場が同じであることが多いため、仕事と生活のバランスが取りにくいことが課題となっている

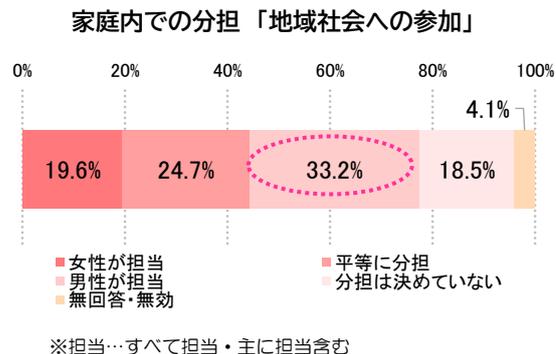


資料：平成 27 年国勢調査

家族経営が多い農業や自営業などにおいて、女性の経済的地位向上のための取組を進めるとともに、対等なパートナーとして経営等に参画し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた意識の改善及び行動に移していくことが求められています。

3 女性リーダーの育成を支援し、身近な所から男女共同参画社会の実現を目指す事が大切

- 「家庭内での分担」において「地域社会への参加」は、「男性が担当（すべて・主に含む）」が33.2%と最も多い（アンケート）
- 家庭の役割で、学校行事等は女性、地域活動は男性の参加が当たり前で、そのことに今まで違和感をおぼえたことがない（ヒアリング調査）
- 自治会などの地域団体の役職（行政区の区長等）について、女性の割合は0%となっている [▶P.10]
- 自ら手を挙げて立候補する女性もなかなかいない（ヒアリング調査）
- 地域を担う人材の育成や、リーダーとして、女性の参画拡大をしていくための意識改革が課題となっている



資料：令和2年市民アンケート調査

「地域活動は男性が担うもの」という無意識の思い込みを改善していくための啓発や情報提供に取り組むとともに、地域で活躍する女性リーダーの育成支援及び周囲が女性リーダーを認める意識醸成に向けた啓発を推進していくことが求められています。

4 地域防災や避難所運営において女性の視点を取り入れることが重要

- 防災会議の女性比率は12.1%で県平均値を上回っており、引き続き積極的な女性登用が求められる[▶P.10]
- 市全域を担う女性消防団のほか、各地区において自主防災組織として女性防火クラブを設立している
- 災害発生時は地域での防災活動が重要であり、きめ細かな配慮、相談しやすい体制等の観点から女性リーダーを育成していくことが課題となっている
- 一方で避難所運営においては、男性中心となっているのが現状である（ヒアリング調査）



防災施策へ女性の視点を反映し、方針決定過程の女性の参画を進めるため、引き続き防災会議等への女性の登用を推進していくとともに、女性視点での防災ガイドライン*2を制定・運用していくことが緊急課題と考えられます。

*1 在宅ワーク（テレワーク） 在宅ワークとは、テレワークの一種で、自宅ですること。テレワークは、「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指す。

*2 防災ガイドライン 地域住民が防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにするべきか、などについてとりまとめた指針のこと。

■ 目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
防災会議に占める女性割合	防災会議の女性比率の増加を目指す。	県 8.9% (令和元年度)	12.1%	15.0%
農業委員に占める女性の人数	女性農業委員数の維持を目指す。	—	3人	3人

■ 取組方向

① 地方創生のために重要な女性活躍の推進

- 創生総合戦略の推進にあたっては、男女共同参画の理念に基づき、女性が活躍できる地域社会の構築を目指し事業を推進します。
- 女性や若者等の移住・定住の推進のため、就業及び移住支援を行います。
- 市内でもテレワークで仕事ができる環境を整備するとともに、若い世代が集まり地域活動やネットワークづくりができるような場づくりを支援します。

② 農林商工業などにおける女性参画の推進

- 関係機関及び地域の農業経営者と連絡調整を図り、家族経営協定を推進します。
- 自営業等における女性の経済的な地位向上のため、家族経営協定、各種セミナーへの参加促進や経営への参画の支援を行うとともに、情報交換会や交流の機会を提供します。
- 関係機関からの情報周知を図ります。

③ 地域における男女共同参画の推進

- 学校行事は女性、地域行事は男性が参加するなど、家庭・地域におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）^{*3}について、意識改革に向けた情報の周知や啓発を行います。
- 地域や地域活動団体等の男女共同参画の視点に立った市民協働の取組を推進します。
- 地域で活動する女性団体・グループ等を対象に、女性の生涯の各時期における生活上の課題について学習する女性学級を推進します。
- 女性が自身の特性に合わせて地域活動に参画できるよう、女性の視点による地域づくりの情報提供を行い、自治会等の身近な地域において意識改革を図ります。
- 市民に対して防火・防災の意識啓発を推進する女性消防団の活動を支援するとともに、活動しやすい環境整備に努め、女性消防団の育成を推進します。また、女性消防団員の増加を目指し活動の周知PRに努めます。
- 各地域における防火・防災を担う女性防火クラブの活動の支援及び周知に努めます。
- 女性リーダー育成のための講習会等、地域の女性リーダーの育成を支援するとともに、地域内でも女性リーダーを受け入れられるような意識の改革を推進する取組を進めます。
- 市防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議への女性登用を積極的に推進します。
- 避難所運営等においては女性がリーダーとして参画できるよう積極的に推進するとともに、女性視点の防災ガイドライン作成を目指します。

^{*3} アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み） 人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけ、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。

GOAL II

安全・安心に配慮しよう

安全・安心な暮らしの実現

基本施策1

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶を目指して～

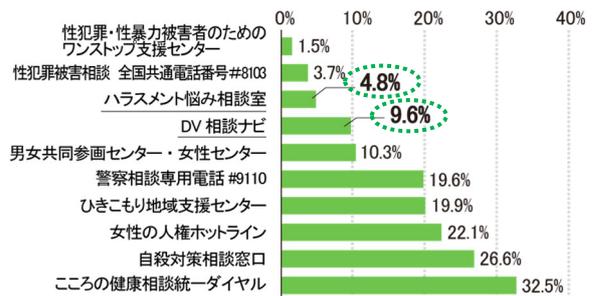
犯罪となる行為をも含む男女間におけるあらゆる暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。社会的立場の弱い者に対する、DV^{*1}、性暴力、ストーカー行為、様々なハラスメント^{*2}、児童虐待などあらゆる暴力根絶のための対策、相談等、被害者支援を推進します。

現状と課題

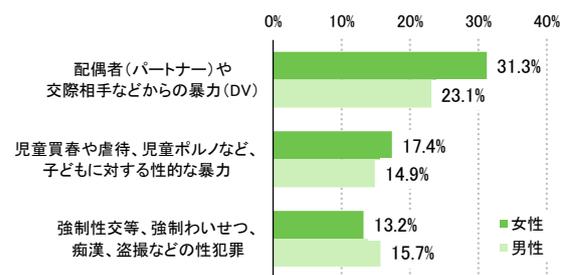
1 暴力は身体のみならず心も深く傷つける許されざる行為であると認知することが重要

- DV、性暴力等はこれまでも社会問題となっていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、更に増加・深刻化が進んでいる
- 「政府が設置している相談窓口の認知度」では、「DV相談ナビ」や「ハラスメント悩み相談」が低くなっている（アンケート）
- 「女性に対するあらゆる暴力」においては、「配偶者（パートナー）や交際相手などからの暴力（DV）」への対策が最も必要とされている（アンケート）
- 「児童買春や虐待、児童ポルノなど、子どもに対する性的な暴力」、「強制性交等、強制わいせつ、痴漢、盗撮などの性犯罪」への対策が必要という回答も多い（アンケート）

政府が設置する窓口の認知度



「女性に対するあらゆる暴力」で最も必要だと思う対策



資料：令和2年市民アンケート調査

様々な手段・媒体を活用したDV等に関する情報提供を行うとともに、相談体制の強化やDV等の防止に向けた啓発活動に取り組むことが必要と考えられます。

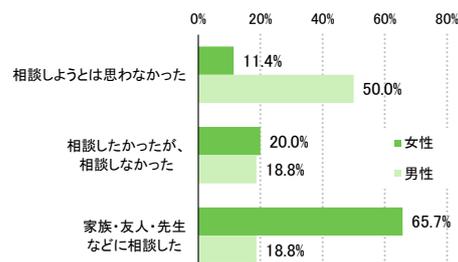
*1 DV ドメスティック・バイオレンス。配偶者・パートナーからの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

*2 ハラスメント 広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性や人格に関する言動などで相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。

2 男女間のあらゆる暴力の根絶には、誰もが安心して相談できる体制整備が必要

- セクシュアル・ハラスメントを経験したことがある女性は約5人に1人、一方で男性は約8人に1人となっている（アンケート）
- 「DVやハラスメント被害者の相談状況について」では、女性は「家族・友人・先生などに相談した」が最も多い（アンケート）
- 一方、男性は「相談しようとは思わなかった」が50.0%となっている（アンケート）

DVやハラスメント被害者の相談状況について



資料：令和2年市民アンケート調査

被害にあった人が安心して相談ができるような仕組みづくりが求められています。特に、男性は誰にも相談できずひとりで抱え込む傾向があり、「相談することは恥ずかしいことではない」という意識改革も必要です。

3 新型コロナウイルス感染症の女性への影響は深刻で、性犯罪等への対策が急務

- 「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会」（内閣府男女共同参画局）において、「DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと」と緊急提言がなされた（令和2年11月）
- 全国の性犯罪・性暴力被害の相談件数は、前年を上回って推移、4月から9月の累計相談件数は前年同期の約1.2倍となっている

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター相談件数(全国)



資料：内閣府男女共同参画局 「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会 参考資料」

本市においても、行政や医療機関等の関係機関の連携の更なる強化を推進し、被害者支援を図る必要があります。

4 子供達をあらゆる暴力から守る教育や相談体制等の強化を図ることが必要

- 本市においては、学校教育等で児童生徒・青少年に対する性暴力や売買春等の防止に向けた啓発に取り組んできた
- 子供達を取り巻く環境は大きく変化し、スマートフォンやゲーム機等でインターネットを介し面識のない人と容易につながることができ、誰もが事件の被害者・加害者になり得る状況である
- 家族など身近な者から受ける子供達への被害は潜在化・深刻化する傾向となっている



子供達が性暴力を認識し、被害に遭った場合に大人に相談することができるような教育に関する取組やインターネットを正しく使えるよう子供と保護者のメディアリテラシー^{*3}の向上が必要です。

また、家庭内の児童虐待などの予防・早期発見のため、保育所、幼稚園、学校、医療機関等との連携強化や相談体制の強化を進める必要があります。

■ 目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
DV 相談窓口（DV 相談ナビ）の認知度（アンケート調査）	配偶者等からの暴力に対する相談窓口の認知度の増加を目指す。	男性：69.2% 女性：73.7% (国 平成 29 年)	男性：7.4% 女性：11.8% (令和 2 年度)	男性：20% 女性：30%

■ 取組方向

① 女性(男性)に対するあらゆる暴力の根絶への取組推進

- パンフレットやホームページ、広報紙等あらゆる媒体を活用して DV 等に関する情報を提供し、DV 防止に関する啓発を進めるとともに、関係各課及び県の相談員と連携し相談体制のさらなる強化を図ります。
- 人権法務に関する啓発体制を強化するとともに、無料相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じるなど、相談体制の充実を図ります。
- 毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙を活用した DV 防止の啓発強化を図ります。

② セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進

- 広報紙で各種ハラスメントの記事を掲載する、希望する市内事業所等へ出前講座を行うなど、セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメントに関する情報提供を強化します。
- 同性の相談員の配置等、誰もが安心して相談できる体制を構築します。
- 危険箇所へ防犯灯を設置するなど、まちの安全を確保します。

③ 性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進

- 犯罪被害者の心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に向けた支援に取り組みます。
- 行政機関や医療機関、弁護士、民間支援団体等の関係機関との連携強化を図ります。

④ 児童虐待防止と相談支援体制の充実

- 家庭児童相談員が、児童を取り巻く様々な家庭問題についての相談や適切な援助を行います。
- 性教育に関する授業を通して、児童生徒、青少年に対する性暴力や売買春等の防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- 児童生徒が性暴力を認識し、被害にあった場合に大人に訴える（相談する）ことができるよう低年齢からの教育に取り組みます。
- コミュニティサイト*4 や SNS*5 等を通じた被害・加害を防ぐため、学校の授業や家庭教育学級等で子供と保護者のメディアリテラシーの向上を図ります。

*3 メディアリテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な情報活用能力のこと。

*4 コミュニティサイト 共通の趣味・話題・関心事・目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上のサイト。

*5 SNS ソーシャル・ネットワーク・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

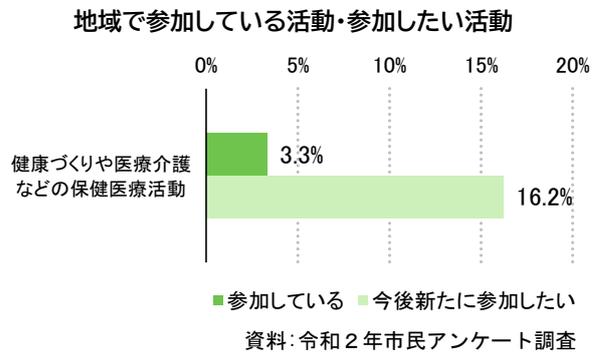
多様性を認め合う誰にでもやさしいまちとなるために～

生活上の困難に陥りやすい高齢者、ひとり親等、障がいがあること、外国人であること、性的指向・性自認に関することなどを理由に不当な差別や偏見を持つことは、男女共同参画社会の形成に向けた大きな壁となります。差別や偏見をなくし、誰もが健康で安全・安心に暮らせるやさしいまちを目指した取組を進めていきます。

現状と課題

1 人生 100 年時代に備え、高齢になっても健康を保持していくことが重要

- 男女がライフステージや性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要である
- 「健康づくりや医療介護などの保健医療活動」に現在参加している市民の割合は低いものの、今後参加したい市民は現状に比べ割合が高くなっている（アンケート）

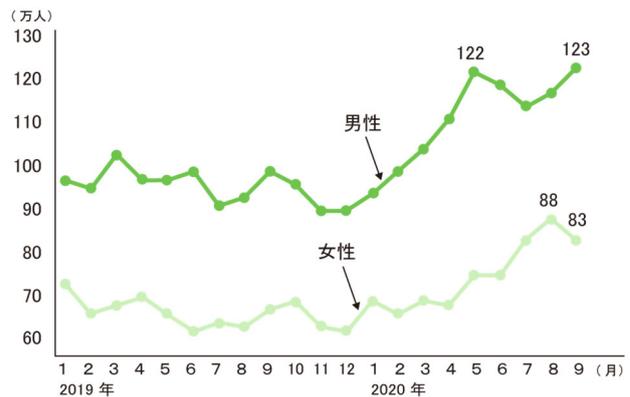


人生 100 年時代の到来に備えた市民の健康づくり施策の充実が求められています。

2 コロナ禍においてジェンダー*1に起因する課題が顕在化したため、支援対策整備が必要

- 経済社会における男女格差等により、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすく、コロナ禍において女性の失業者の増加など、課題がはっきりと現れている
- 女性の約5人に1人は「賃金・昇進・待遇に男女差がある」と感じている（アンケート）

完全失業者数(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値)

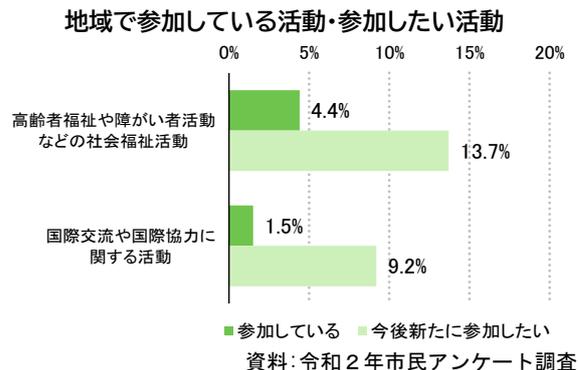


ひとり親や職を失った女性に対する就業支援の強化や高齢独居女性への生活支援等、生活困窮者に対する相談・支援が必要です。

*1 ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
 *2 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのことを指す。性的少数者（セクシュアルマイノリティ）、LGBTとも言う。
 *3 ダイバーシティ社会 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

3 生活上困難な状況にある人に寄り添い助ける市民の力が必要

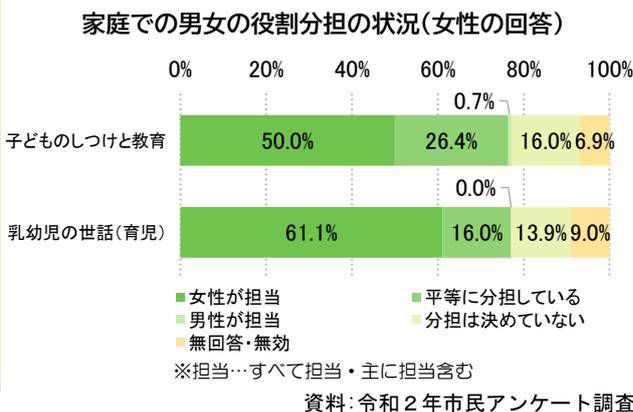
- 本市の人口に占める65歳以上の割合は37%（令和2年4月1日常住人口）高齢期の女性は独居であったり、低年金・無年金者が多かったりと、極めて厳しい生活となる人がある
- 障がい者に対する差別や虐待、外国人が文化や価値観の違いから地域で孤立するなどの課題がある
- 「社会福祉活動」、「国際交流や国際協力に関する活動」に参加したいと考えている市民は一定数いる（アンケート）



社会福祉活動や国際交流に興味を持つ市民に対し、ボランティア活動や支援団体活動への参加を促し、活性化を図ることが重要です。

4 男女共同参画社会の形成を促進するためには大人が子供のお手本となることが重要

- 子供達は日々の生活の中で生きること・命の大切さを学ぶ
- 家庭生活中、「仕事はお父さん、家事はお母さん」を見ていると自然と意識の中にすり込まれてしまう
- 「家庭での男女の役割分担状況」の女性の回答では、「子どものしつけと教育」は「平等に分担」が多いが、「乳幼児の世話（育児）」は「すべて女性が担当」「主に女性、男性は手伝う」が6割となっている（アンケート）



家庭で男性が家事や育児などを一緒に行う姿を子供達に見せることは大切であるため、男性の育児に関する支援等を行い、意識を変えていく必要があります。

5 性的マイノリティ^{*2}を正しく理解し、受け入れ、認め合うことが大切

- 茨城県は都道府県として全国ではじめて性的マイノリティ当事者カップルを正式なパートナーとして認める「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行した（令和元年度）
- 県は施行に先立ち「男女共同参画推進条例」の中で「性自認や性的指向を理由とする不当な取り扱いがあってはならない」と規定している
- 本市においても、多様性を受け入れて認め合うための取組を検討していく必要がある



本計画の基本理念である「気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち常陸大宮～」に基づき、多様性を認め合うダイバーシティ社会^{*3}を目指した取組を推進する必要があります。

目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
女性特有のがん検診の受診率	子宮頸がん・乳がんの検診受診率の向上を目指す。	子宮頸がん：43.7% 乳がん：7.4% (国* 令和元年)	32%	50%
男性を対象とした家事・育児に関する講座開催数	男性の家事・育児への参加を促す。	—	1 講座	2 講座
「ダイバーシティ*」の言葉の認知度 (アンケート調査)	啓発を推進し、「ダイバーシティ」について見聞したことがある市民の割合増加を目指す。	—	29.5% (令和2年度)	45%

*国の子宮頸がん、乳がんは過去2年間の受診率

*ダイバーシティとは多様性のこと

取組方向

① 生涯を通じた男女の健康づくり支援

- 市民のライフステージに合わせた保健指導や説明会を実施するとともに、健康保持・増進のための食育を推進します。
- 女性特有のがん検診の受診を勧奨します。
- 人生100年時代を見据えた市民の健康づくりの充実を図ります。

② 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援

- ひとり親家庭等の子供の健全育成を図るための手当や必要とする医療を容易に受けられるよう自己負担分の助成等を行います。
- 生活困窮者からの相談を受けて、各関係機関と連携しながら、自立支援を促進します。
- 経済的に困窮し、住宅を失った人やそのおそれのある人に対しては住居確保給付金を支給します。
- 経済的に困窮しているひとり親への就業支援やひとり親家庭の子供へ学習支援や奨学金制度等の支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ります。
- 独居高齢女性への生活支援や、生活困窮者とその子供達の食事の確保に取り組みます。

③ 高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの充実を図ります。
- 身体・知的・精神障がい者それぞれに対する相談体制を整備し、福祉サービスの利用や医療機関の受診等に関する助言を行います。
- 専門家による健康相談、こころの健康相談を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、支援体制の充実を図ります。
- 市民に対しボランティア活動や支援団体の活動への参加を呼びかけ、地域の協力体制の活性化を図ります。
- 外国人との交流機会を提供し、お互いに理解し認め合う関係づくりを促進します。

④ 子供が健やかに育つ生活環境づくり

- 家庭や学校・地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持ち、関係機関と連携を図る体制づくりを推進します。
- 学校や生涯学習の分野で男性の育児や家事についての講座等を開催し、男性が家庭で家事・育児に携わるきっかけづくりをします。

⑤ 性的マイノリティへの対応

- 広報紙やホームページ等を活用し、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」についての情報を提供するなど、市民の性的マイノリティへの理解を図ります。
- 広報紙等で「茨城県性的マイノリティに関する相談室」等の支援についての情報を提供します。



基本施策1

男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革

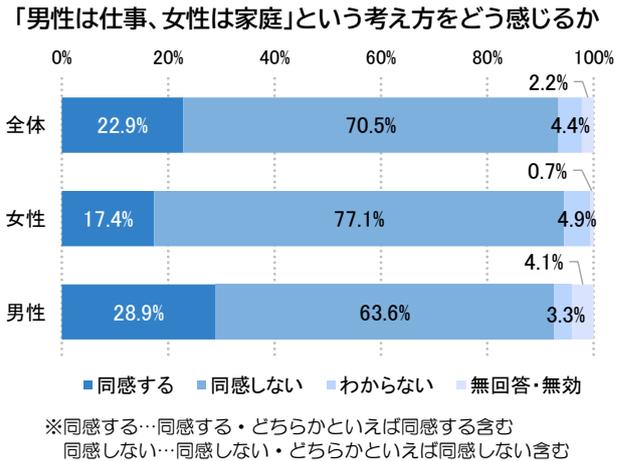
社会制度や慣行からくる偏見をなくすために～

固定的な性別役割分担意識*1の解消を図るために、男女が経済的にも社会的にも対等に活動が行えるような社会の制度や慣行の構築に取り組みます。また、人権の尊重の観点から、男女平等意識の啓発を推進するとともに、男女平等の視点に立った子供の人権の尊重に努めます。

現状と課題

1 男性は仕事、女性は家庭という考え方を変えていく必要がある

- 本市では昔ながらの社会制度や慣行が家庭、地域、職場など、あらゆる場所で根強く残っている
- 歴史的・文化的背景のある地域固有の慣行などは大切に守られるべきものである一方で、男女共同参画の視点からみると、必ずしも平等とは言えない事柄が様々な場面で見受けられる
- 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に、「(どちらかといえば) 同感する」と考える男性は 28.9%、女性は 17.4%、全体は 22.9%、「(どちらかといえば) 同感しない」と考える男性は 63.6%、女性は 77.1%、全体は 70.5%となっている(アンケート)

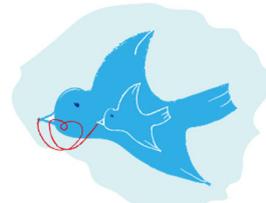


資料:令和2年市民アンケート調査

このような固定的な性別役割分担意識の解消を図っていくためには、男性のみならず、女性の意識改革も必要と考えられます。

2 法律により保障される権利を理解し、対応できるよう啓発を進める必要がある

- 性別によって差別的な扱いを受けずに個人としての能力を発揮できること、また、性別によって人権を侵害された場合には適切な救済が受けられることが重要である



法律により保障される権利についての情報を広く周知し、必要としている人に理解してもらうことが重要です。また、人権侵害に対する適切な対応のための相談体制の充実も求められています。

3 男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重は、大人が意識して守る必要がある

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である
大人と同じように子供の人権が保障されている



地域において、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するための日常的な取組が必要です。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ

生きる権利



すべての子どもの命が守られること

育つ権利



もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること

守られる権利



暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

資料：ユニセフホームページ

*1 固定的な性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のこと。

■ 目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男女共同参画講座の開催回数	男女共同参画講座の年間開催回数の拡大を目指す。	—	1回	2回
人権相談・支援体制相談員数	人権相談の開催回数、人権相談員の人数を維持する。	—	開催数：10回 相談員数：9人	開催数：10回 相談員数：9人

■ 取組方向

① 男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し

- 男女平等の視点に立ち、固定的な性別役割分担を見直すきっかけ、気づきの機会を提供するため、家事、育児、介護などへの男女の関わり方について講座等を開催します。
- 誰もが多様な選択が可能となるよう、家事・育児・介護の支援基盤の整備を促進するとともに、相談体制の充実を図ります。
- 男性は家事に参加することへの抵抗感を無くし、積極的に家事を分担すること、一方で女性は家事に対する自身の責任意識を見直し、男性と協調して家事を分担することなど、男性のみならず、女性の意識改革を図るための取組を推進します。

② 人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進

- 市の広報紙やホームページ等を活用し市民に法律上の権利や制度などの情報を提供し、意識啓発を図ることにより、人権尊重の理念に対する理解を深めます。
- 人権が侵害された場合に、一人ひとりの市民がその状況に対応するための知識を身につけることができるよう、相談体制・支援体制の充実を図ります。

③ 男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重

- 「子どもの権利条約」に基づき、子供の最善の利益を確保するため、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を、大人が協力して守るよう啓発を進めます。
- 男女共同参画の視点に立った子供の人権について、保護者や祖父母も学べる機会を提供することで、地域全体の人権意識の改革を図ります。
- 学校教育や地域活動の中で、子供や若い世代に対して、男女共同参画への理解を促進し、人権意識の啓発を図ります。
- 男女共同参画について理解し、人権意識を深めるため、まちづくり講座のメニューである男女共同参画講座を要請に応じて実施します。

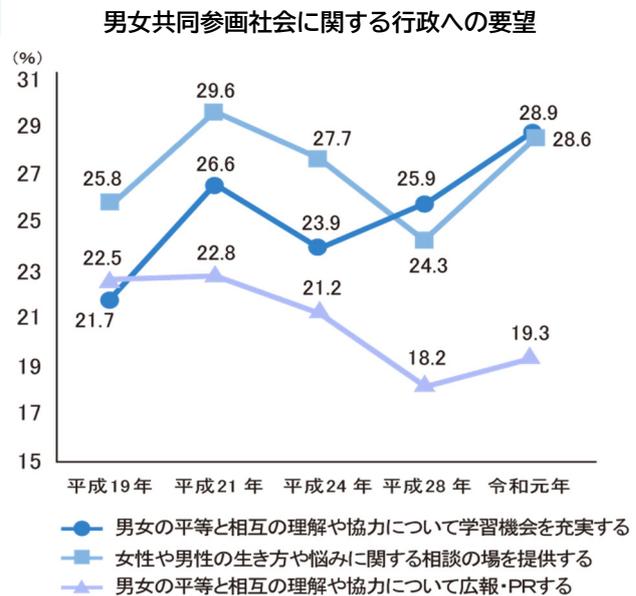
アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)をなくすために～

家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、男女共同参画をわかりやすく学ぶ機会を提供・拡大することにより、市民一人ひとりが固定観念を解消し、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)^{*1}にとらわれずに生きることができるよう取り組みます。

■現状と課題

1 一人ひとりが働き方、学び方、生き方を選べるような教育の充実が求められている

- 人々の働き方や暮らし方の根底には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があり、このような意識は、人格形成の段階から長年にわたり培われてきたものである
- 内閣府男女共同参画局の世論調査(令和元年)の「男女共同参画社会に関する行政への要望」において、「男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する」、「女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する」との回答は増加傾向にあり、ニーズは高くなっている

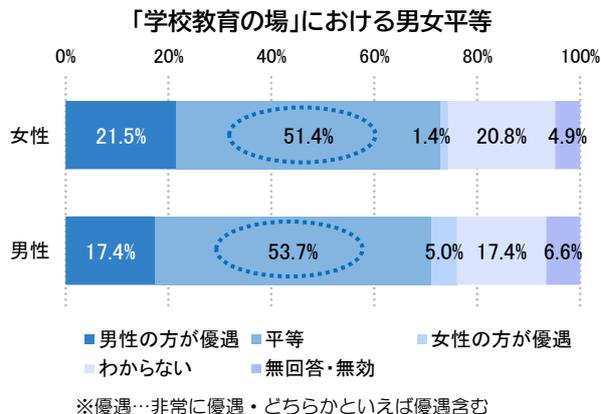


固定観念を解消していくことにより、多様な選択ができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

^{*1} アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み) 人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけ、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。

2 人格形成期において、男女平等を推進する教育・学習の充実が求められている

- 「教育基本法」には、男女の平等を重んずる態度を養うという目標が掲げられており、これまでも、道徳教育などを通して男女平等教育が推進されてきた
- 教育現場においても研修などを通して、男女平等、人権などに関する意識啓発を進めてきた
- これまでの学校教育における男女平等教育の成果として、「学校教育の場」では「平等」と感じている市民が男女とも5割を超えており、人格形成期の教育の重要性がうかがえる（アンケート）



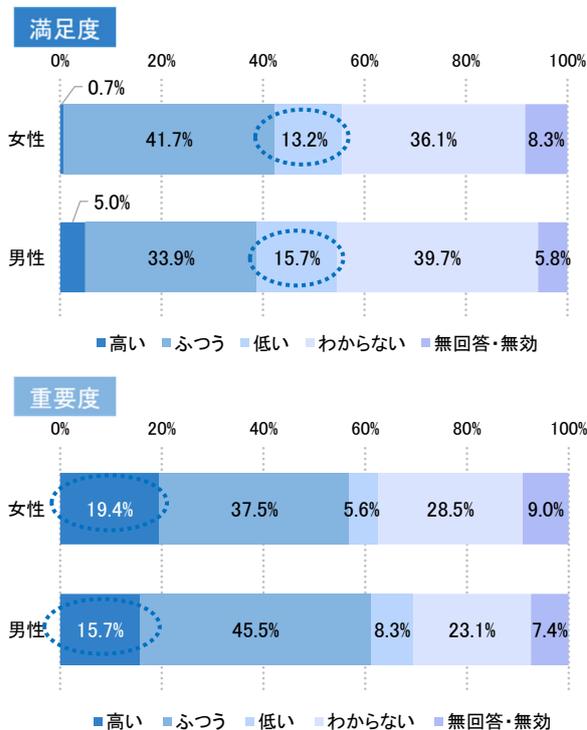
資料：令和2年市民アンケート調査

これまでの成果をいかし、学校教育において、男女平等を推進する教育・学習の一層の充実が求められています。

3 家庭や地域、企業など、あらゆる機会を通じた男女平等教育が求められている

- 家庭生活、地域活動、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者まで幅広い層に、男女共同参画を親しみやすく、わかりやすく伝えることが重要である
- 企業が男女共同参画に主体的に取り組み、女性が活躍できる職場環境を形成していくための教育機会の拡充に向けた支援が必要である
- 「生涯学習における男女共同参画教育の推進」について、市民にとって施策の満足度は低く、重要度はやや高くなっている
取組意識づくりの醸成や取組の支援が重要である（アンケート）

生涯学習における男女共同参画教育の推進について



資料：令和2年市民アンケート調査

家庭、地域、企業が取り組む男女共同参画教育について、積極的な支援を図っていく必要があります。

■ 目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
市内小・中学校における女性管理職の割合	市内小・中学校の校長・教頭の女性の割合増加を目指す。	県 18.6% (令和元年度)	6.7%	20%

■ 取組方向

① 男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供

- 男女共同参画に関する資料や情報等を収集し、市広報及びお知らせ版、ホームページを通じ提供します。
- 市民を対象として男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民の平等意識などを把握するとともに、意識づくりの推進に活用します。
- アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知ることにより、様々な偏見を解消していくことが重要であることから、市民活動等と連携しながら、様々な機会をとらえて「気づき」を促していきます。

② 教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実

- 性別にとらわれることなく、一人ひとりの適性や希望を踏まえ多様な選択ができるよう、職場体験学習への取組を指導していきます。
- 児童生徒に人権意識を啓発するため、人権（男女共同参画を含む）に関する書道や作文を募集し活用を図ります。
- 学校において、性的マイノリティ^{*2}の人権に係る男女共同参画教育を推進します。
- 学校教育機関において、意思決定過程に関わる校長や教頭などへの女性の登用を促進するとともに、女性の管理職登用に向けた研修やプログラム等を積極的に推進します。

③ 家庭や地域における教育・学習機会の提供

- 職場における男女平等意識の醸成など、企業における男女共同参画教育を支援していきます。
- 家庭教育学級で人権尊重の教育を行い、家庭における男女共同参画教育を支援していきます。
- 生涯学習における各種講座の開催に際しては、年齢・性別を問わず、生涯を通じてすべての市民が自由に選択できる学習の機会の提供に努めます。
- 各種生涯学習講座において、男女共同参画に関連する講座を開催します。

^{*2} 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのことを指す。性的少数者（セクシュアルマイノリティ）、LGBTとも言う。

世界的な視野でジェンダー平等の視点を～

ジェンダー平等*1とジェンダーの視点の主流化*2を確保し、市の施策に反映していきます。そのため、ジェンダーギャップ*3の実状を市民と共有するとともに、その解消に向けた取組を、政治・経済・教育・健康などあらゆる分野で取り組みます。また、国際化の進展に対応し、国際交流活動の推進や多文化共生社会*4の実現を目指します。

■現状と課題

1 国連において、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力開発がクローズアップ

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs*5）」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力開発は、すべての目標とターゲットにおいて死活的に重要な貢献をするものである」とされている
- 様々な国際的な取組の中でもジェンダー平等、ジェンダーの視点の横断的な重要性を示すものである



本市においてもジェンダー平等及びジェンダー平等の視点の主流化を確保するための取組を積極的に進めていく必要があります。

2 国際化の進展に対応した国際交流の推進・多文化共生社会の実現が求められている

- 社会参加について、「今後参加したい」活動の中で「国際交流や国際協力に関する活動」と考える市民が9.2%と他の活動と比較して高くなっている（アンケート）[▶P.29]
- 本市では約300人（令和元年12月末）の外国人が住民登録している



国際化が進展するなか、市民の国際交流活動への参加意欲の活用を図っていく必要があります。また、多様な価値観の理解を促進するなど、多文化共生の取組が重要となっています。

*1 ジェンダー平等 ジェンダー（社会的・文化的な性別）に基づく偏見や、男女の雇用・賃金格差といった経済的な不平等を解消していくこと。
 *2 ジェンダーの視点の主流化 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
 *3 ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる様々な格差のこと。
 *4 多文化共生社会 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。
 *5 SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

3 ジェンダーギャップの解消を、政治・経済分野を中心に図っていく必要がある

- 「世界経済フォーラム」が公表しているジェンダーギャップ指数をみると、日本の指数は世界 153 か国中 121 位と非常に低く、世界に比べて女性の地位が非常に低いことがわかる
- この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している
- 2020年の日本の総合スコアは0.652で、1位のアイスランドは0.877
特に政治分野、経済分野のスコアは非常に低い[▶P.4]

日本のジェンダーギャップ指数

分野	スコア(順位)	
	2019年	2020年
経済	0.595(117位)	0.598(115位)
政治	0.081(125位)	0.049(144位)
教育	0.994(65位)	0.983(91位)
健康	0.979(41位)	0.979(40位)

ジェンダーギャップ 2020 の公表は 2019 年 12 月

資料：内閣府男女共同参画局



ジェンダー平等の実現を目指し、ジェンダーギャップの実状について、市民への積極的な情報提供を図っていく必要があります。また、ジェンダーギャップ解消に向けた政治・経済分野での取組も重要です。

SDGs ゴール 5（ジェンダー平等の実現）のための 9 つのターゲットとは



No. ターゲット

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

■ 目標指標

目標指標	指標の考え方	参考値	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
SDGsゴール5 ジェンダー平等に関する啓発回数	広報紙やSNSを活用した啓発記事掲載回数の充実を目指す。	—	—	12回 (月1回)

■ 取組方向

① 国際交流及び多文化共生の促進

- 国際交流に対する市民の関心の高さを踏まえ、国際交流活動への参加を促進するとともに、国際交流活動を通じた男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 外国人と市民との交流の場を設け、相互理解と友好親善を図る取組の支援など、地域における多文化共生を促進します。
- グローバル化（国際化）の潮流を踏まえ、国際社会の動向に関する情報収集を行うとともに、広報紙やSNS^{*6}を活用した情報提供・啓発活動を進めます。

② SDGs(持続可能な開発目標)の実現

- SDGsゴール5（ジェンダー平等の実現）の達成を目指した取組について、市民とともにターゲットの共有化を図ります。（広報紙等を活用した啓発活動）
- ジェンダーギャップの解消を目指し、国際的な取組目標を共有するため、全庁的な自治体SDGs^{*7}の取組と連携し、目標の達成に取り組めます。



*6 SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

*7 自治体SDGs 全国自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組のこと。地方自治体におけるSDGs達成のための施策を策定し、積極的に推進することにより、自治体の課題への対応、地方創生のさらなる実現を目指す。

5 プランの実現方策

1. 計画の推進

本計画の基本理念である「気づこう共に 寄り添おう共に ～誰にでもやさしいまち 常陸大宮～」が広く市民に共有され、常陸大宮市における男女共同参画社会の実現が確かなものとなるように、以下に示す体制により計画に盛り込まれた施策の充実を図るとともに、着実な進行管理により計画の実効性を高めていきます。

(1) 計画の推進体制

●市民の代表による推進体制:常陸大宮市男女共同参画推進会議

市長から委嘱された市民の代表で委員が構成された組織・会議体で、本市の男女共同参画に必要な調査研究を行うとともに、地域における男女共同参画計画の取組を推進します。

推進会議は定期的開催され、施策の効果を高めるために、男女共同参画計画の進捗状況を確認・評価します。

●庁内推進組織:常陸大宮市男女共同参画推進連絡会

本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるために、庁内関係各課との連携を図る会議体です。

●関係機関との連携体制

国・県及び関係機関との連携を図るとともに、他市町村との情報交換等を行い、本市の男女共同参画を推進します。

また、市全体で誰にでもやさしい男女共同参画のまちづくりを進めるために、市民や事業者と行政が様々な機会を通じ、連携の強化を図っていきます。

(2) 進行管理の体制

「常陸大宮市男女共同参画計画」の各施策は、毎年度その進捗状況の点検を行い、必要に応じて調整や見直しを行います。その点検結果は、「常陸大宮市男女共同参画推進会議」へ報告し、評価を受けるとともに、市のホームページ上で公開します。

2. 計画における具体的取組一覧(令和3年度版)

GOAL I 女性の参画を広げよう		
基本施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進		
具体的取組	具体的内容	担当課
①審議会等委員への女性の参画拡大		
政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会・委員会等への女性委員の参画状況の把握と結果についての検討を行い、女性の積極的登用を推進する。	市民課
②女性活躍の支援充実(職員の職域拡大)		
性別にとらわれない適材適所の推進	仕事に対する女性職員の意識や意欲を把握し、職域拡大を推進する。	総務課
男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画に関する情報等を提供し、職員の意識の啓発を図る。	市民課
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍推進を支援する。	総務課
③企業・団体などにおける女性の参画拡大		
女性団体等の活動支援	女性活動指導者連絡協議会等男女共同参画の視点から、公的活動を行う団体の活動を支援する。	市民課
基本施策2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進		
具体的取組	具体的内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスなどの実現		
母子保健事業	妊娠中を健やかに過ごし安心して出産できるよう、出産するまで妊婦健診の助成を行う。 出産後は、各種健診にて児の成長発達を確認し、子育て不安等の軽減を図る。また、発達に心配のある児に対し、専門の医師、心理相談員等による適切な支援を行う。	健康推進課
幼稚園における預かり保育事業	在園児を対象として、通常の保育時間終了後に預かり保育を実施する。	学校教育課 こども課
地域子育て支援事業(センター型)	子育て家庭のもつ育児不安等の解消を図るため、育児相談や子育てサークル等を通じた育児支援を行う。	こども課
地域子育て支援事業(ひろば型)	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図るとともに、育児相談等を行う場を総合保健福祉センター「かがやき」内に設置することにより、地域子育て支援機能の充実を図る。	こども課
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、保育所や学校の空き教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	こども課
放課後子供教室推進事業	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供達とともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取組を実施する。	生涯学習課
育児・介護休業制度の取得促進	男女が平等に育児・介護休業を取得しやすいよう、関係機関からの情報を周知し、その普及・啓発に努める。	商工観光課

次世代育成支援対策事業	特定事業主行動計画に基づき、子供達の父親、母親という立場の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、各種制度の情報提供、職場環境の構築に努める。	総務課
ファミリー・サポート事業	育児・介護等の援助を行いたい者と援助を受けたい者とが会員となって実施される、仕事と家事・育児・介護等の両立のための相互援助活動(ファミリー・サポート事業)を実施する。	社会福祉課
②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保		
男女の雇用機会の均等化と待遇の確保の実現	男女雇用機会均等法の制度が職場で十分にいかせるよう、関係機関からの情報を周知し、普及・啓発に努める。	商工観光課
就労支援	関係機関からの情報の提示と、お知らせ版等による周知を図る。	商工観光課
労働に関する法律・制度の情報提供	関係機関からの情報の提示と、お知らせ版等による周知を図る。	商工観光課
③働く女性の活躍推進への支援		
女性の職業能力開発の支援	関係機関からの情報の周知を図る。	商工観光課
女性の職業能力開発の支援	学習機会の情報提供や場を設ける。	農林振興課
女性の職業能力開発の支援	いばらき女性農業委員会女性協議会の会に所属し、農業振興・食農教育等の推進・普及に努める。	農業委員会
基本施策3 地方創生と地域における男女共同参画の推進		
具体的取組	具体的内容	担当課
①地方創生のために重要な女性活躍の推進		
創生総合戦略の推進	創生総合戦略の推進にあたっては、男女共同参画の理念に基づき、女性が活躍できる地域社会の構築を目指し事業を推進する。	企画政策課
②農林商工業などにおける女性参画の推進		
家族経営協定の推進	関係機関及び地域の農業経営者と連絡調整を図り、家族経営協定を推進する。	農業委員会
女性の経営参加への支援	家族経営協定、各種セミナーへの参加促進や経営への参画の支援を行う。	農林振興課
女性の経営参加への支援	関係機関からの情報の周知を図る。	商工観光課
③地域における男女共同参画の推進		
女性学級の推進	女性の生涯の各時期における生活上の課題について学習する「女性学級」を推進する。	生涯学習課
女性消防団活動の推進	女性消防団が春・秋の火災予防運動期間中に実施する、管内火災予防広報活動への支援を行い、市民に対して防火の意識啓発を推進する。	消防本部 総務課
女性消防団活動の推進	消防本部が主催する普通救命講習会に女性消防団が参加し、応急手当指導員及び応急手当普及員として支援する。	消防本部 総務課
環境活動の推進	環境市民会議を中心に、男女共同参画による環境市民活動を推進する。	生活環境課
女性団体等の活動支援(再掲)	女性活動指導者連絡協議会等男女共同参画の視点から公的活動を行う団体の活動を支援する。	市民課

地域等役員への女性登用の促進	地域活動への女性参画を促進するため、女性の視点による地域づくりの情報提供を行い、意識の改革を図る。	市民課
女性人材の育成	女性団体等人材育成各種セミナーの情報を提供する。	市民課
女性防火クラブ育成事業	各地域における防火思想の普及啓発を推進する。 防火大会及び各研修会等への参画を推進する。	消防本部 総務課
女性消防団の育成	女性消防団員の積極的な入団と、活動しやすい環境整備に務め、女性消防団の育成を推進する。	消防本部 総務課
防災施策への反映	市防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう防災会議への女性登用を推進する。	危機管理課
避難所の運営	避難所運営に女性リーダーが参画し、意見が反映されるよう働きかけを行う。	危機管理課 社会福祉課

GOAL II 安全・安心に配慮しよう

基本施策1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

具体的取組	具体的内容	担当課
①女性(男性)に対するあらゆる暴力の根絶への取組推進		
相談体制の整備	DV 防止に関する啓発を進めるとともに、相談については関係各課及び県の専門相談員と連携し対応する。	市民課 こども課 長寿福祉課
人権法務啓発・相談事業	人権法務の啓発体制を強化するとともに、相談体制の充実を図る。 無料相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じる。	市民課
女性に対するあらゆる暴力の根絶の推進	毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙を活用した DV 防止についての啓発強化を図る。	市民課
②セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進		
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントに関する情報等を提供し、意識の啓発を図る。	市民課
防犯灯設置事業	危険箇所への設置を進める。	危機管理課
③性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進		
犯罪被害者対策支援事業	犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、被害を被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に向けた支援を行う。	危機管理課
④児童虐待防止と相談支援体制の充実		
家庭児童相談事業	児童に関する相談を主に、児童を取り巻く様々な家庭問題について、家庭児童相談員が適切な援助を行う。	こども課
性犯罪・売買春等の防止対策の推進（性教育推進事業）	児童・生徒・青少年に対する性的暴力や売買春等の防止に向けた啓発活動に取り組む。 性教育に関する授業への指導を行う。	学校教育課
	児童・生徒・青少年に対する性的暴力や売買春等の防止に向けた啓発活動に取り組む。	生涯学習課

基本施策2 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援		
具体的取組	具体的内容	担当課
①生涯を通じた男女の健康づくり支援		
健康教育の推進	<p>学童期から成人・高齢者まで各年代に合わせて、健診の結果に基づく以下の保健指導や説明会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児生活習慣病予防教室 ・特定保健指導 ・情報提供対象者への保健指導 ・健診結果説明会 ・食育の推進 	健康推進課
健康の保持増進対策の推進	<p>女性特有のがん検診の受診勧奨及び自己検診法の普及・啓発を図る。</p> <p>40歳以上の男性に対し前立腺がん検診の受診勧奨を行う。</p> <p>麻しん風しん混合予防接種第2期の接種率向上に努める。</p>	健康推進課
高齢者の健康づくりの推進	<p>高齢者クラブ等の要請により、健康教育・健康相談を実施し、市民の健康づくりを支援する。</p>	健康推進課
職場における心身の健康対策	<p>疾病の予防、早期発見等を目的に実施する年1回の定期健診(人間ドック利用を含む)の受診を徹底する。</p> <p>ストレスチェックやメンタルヘルス相談業務を専門機関に委託し実施することで、職員のこころのケアに取り組む。</p>	総務課
介護予防・生きがい活動支援事業の推進	<p>高齢者への身近な相談体制や生活支援を強化し、健康の維持や介護予防の推進を効果的に支援するため、健康チェック・運動・レクリエーション等のQOL向上のための活動を実施する。(地域包括支援センター等への委託)</p>	長寿福祉課
高齢者を対象とした生涯学習の開催	<p>高齢者を対象に、生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催する。</p>	生涯学習課
②貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援		
児童扶養手当の支給	<p>父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭に対し、生活安定と自立の促進を図るための手当を支給する。</p>	こども課
母子・父子福祉手当の支給	<p>母子・父子家庭等の子どもの健全育成を図るため、15歳の年度末までにある児童を扶養する者に手当を支給する。</p>	こども課
医療福祉費の支給	<p>必要とする医療を容易に受けられるよう医療保険などで病院にかかった場合の自己負担分を助成する。</p>	医療保険課
生活困窮者自立支援相談	<p>生活困窮者から相談を受けて、各関係機関と連携しながら、自立支援を促進する。</p>	社会福祉課
住居確保給付金の支給	<p>離職等により、経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給する。</p>	社会福祉課

③高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備		
介護保険制度	高齢者が、住み慣れた地域で必要なサービスを利用して安心して生活ができるように、介護保険サービスの充実を図る。	長寿福祉課
生活支援と相談の充実	身体・知的・精神それぞれの相談体制を整備(委託)し、福祉サービスの利用や医療機関の受診等に関する助言を行う。	社会福祉課
	専門家による健康相談、こころの健康相談を実施するとともに、関係機関等と連携を図り、支援体制の充実を図る。	健康推進課
④子供が健やかに育つ生活環境づくり		
思春期の保健指導の推進	家庭や学校・地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持ち、関係機関と連携を図る体制づくりを推進する。	学校教育課
⑤性的マイノリティへの対応		
いばらきパートナーシップ宣誓制度についての情報提供	市の広報紙やホームページで、茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」についての情報を提供する。	市民課
性的マイノリティへの支援	市の広報紙等で「茨城県性的マイノリティに関する相談室」等の支援についての情報を提供する。	市民課

GOALⅢ 男女共同参画社会の土台をつくろう

基本施策1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革

具体的取組	具体的内容	担当課
①男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し		
男女平等の視点に立った講座等の開催	男女平等の視点に立ち、家事、育児、介護の講座等を開催する。	市民課
介護個別相談の実施	地域包括支援センター等において、個別相談に対応する。	長寿福祉課
②人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進		
男女共同参画の意識啓発	市の広報紙やホームページで、男女共同参画に関する情報等を提供し、意識の啓発を図る。	市民課
③男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重		
子供の頃からの意識啓発	学校教育や地域活動の中で、子供や若い世代に対して、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図る。	市民課
男女共同参画講座の実施	男女共同参画について理解を深めるため、まちづくり講座のメニューである男女共同参画講座を要請に応じて実施する。	市民課

基本施策2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進

具体的取組	具体的内容	担当課
①男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供		
男女共同参画に関する関係情報の収集・提供	男女共同参画に関する資料や情報等を収集し、市広報及びお知らせ版、ホームページを通じ提供する。	市民課
男女共同参画に関する意識調査の定期的実施	市民に対し、男女共同参画に関する意識調査を実施し、状況を把握するとともに意識づくりの推進に活用する。	市民課

②教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実		
個性を重視した児童・生徒への指導	性別にとらわれることなく、本人の適正・希望を踏まえ多様な選択ができるよう、職場体験学習への取組を指導する。	学校教育課
人権尊重意識啓発事業（学校）	児童・生徒に人権意識を啓発するため、人権に関する書道や作文を募集し活用を図る。	市民課
③家庭や地域における教育・学習機会の提供		
各種講座・教室の開催	年齢・性別を問わず、生涯を通じて各人が自由に選択できる学習の機会として各種講座を開催する。	生涯学習課
市民を対象とした生涯学習の推進	市民を対象に、生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催する。	生涯学習課
基本施策3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進		
具体的取組	具体的内容	担当課
①国際交流及び多文化共生の促進		
国際交流の促進	外国人と市民との交流の場を設け、相互理解と友好親善を図る。	定住推進課
国際的情報の収集と提供	国際社会の動向について情報収集を行い、市民へ提供する。	定住推進課
②SDGs(持続可能な開発目標)の実現		
ジェンダー平等についての理解	持続可能な開発目標についての指導を行う。	学校教育課

*課名については、令和3年度4月1日からの名称

資料編



資料編

1. 策定経緯

年月日	内容
令和2年8月12日	<p>■第1回常陸大宮市男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・令和元年度進捗結果について ・令和2年度実施計画について ・令和2年度事業計画(案)について ・第3次常陸大宮市男女共同参画計画策定について
令和2年8月12日～ 令和2年8月28日	<p>■常陸大宮市男女共同参画社会に関するアンケート調査</p> <p>調査対象:市内居住している18歳以上の市民1,000人 調査方法:郵送による配布回収 配布数:1,000票 回収数:271票(回収率27.1%)</p>
令和2年8月21日	<p>■第1回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度実施計画進捗結果について ・令和2年度実施計画について ・令和2年度年間計画(案)について
令和2年9月17日～ 令和2年9月28日	<p>■職員WEBアンケート</p> <p>調査方法:庁内システムによる配布回収 配布数:449票 回収数:407票(回収率90.6%)／有効回収:406票(90.4%)</p>
令和2年9月29日	<p>■第3次常陸大宮市男女共同参画計画に係る団体ヒアリング</p> <p>対象:庁内職員グループ①子育て中の職員 庁内職員グループ②管理職の職員 各種団体グループ(常陸大宮市男女共同参画推進会議委員)</p>
令和2年10月8日～ 令和2年10月28日	<p>■小・中学生アンケート</p> <p>調査対象:市内の小学5年生、中学2年生 調査方法:小・中学校での配布回収 配布数:全体557票(小学生264票、中学生293票) 回収数:全体496票(回収率89.0%) 小学生231票(87.5%)／中学生265票(90.4%)</p>
令和2年10月26日	<p>■第2回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次常陸大宮市男女共同参画計画について ・新体系施策調査結果について ・グループディスカッション 計画のタイトルの検討・決定 基本理念のたたき台(案)の作成

年月日	内 容
令和 2 年 11 月 9 日	<p>■第2回常陸大宮市男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新体系施策調査結果及び団体ヒアリング結果について ・常陸大宮市男女共同参画社会に関するアンケート調査結果(速報値) ・第3次常陸大宮市男女共同参画計画について ・フリーディスカッション 計画の基本理念について
令和 2 年 12 月 1 日	<p>■インタビュー①今、まちで輝く女性たち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:常陽銀行 大宮支店(子育て中の女性行員)
令和 2 年 12 月 21 日	<p>■第3回常陸大宮市男女共同参画推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笑顔がきらり☆まちプラン 第3次常陸大宮市男女共同参画計画(素案)について ・今後のスケジュール
	<p>■インタビュー②今、まちで輝く女性たち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:医療法人博仁会 志村大宮病院(子育て中の女性職員) ・対象:市内団体 おおみや元気食堂(団体代表者)
	<p>■対談 常陸大宮市の男女共同参画 今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長と市男女共同参画推進アドバイザー長田准教授による対談
令和 2 年 12 月 28 日～ 令和 3 年 1 月 28 日	<p>■SNS 企画 「思わず笑顔になっちゃう写真大募集」</p>
令和 3 年 1 月 25 日～ 令和 3 年 2 月 23 日	<p>■パブリックコメントの実施</p>
令和 3 年 2 月 24 日	<p>■第4回常陸大宮市男女共同参画推進会議</p> <p>※新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う茨城県独自の緊急事態宣言の発令により開催中止</p>
令和 3 年 3 月	<p>■第3次常陸大宮市男女共同参画計画 策定</p>

2. 常陸大宮市男女共同参画推進会議

設置要綱

○常陸大宮市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年5月31日

訓令第59号

改正 平成21年4月24日訓令第43号

(設置)

第1条 男女共同参画意識の向上を図り、参画社会の形成を目指すために、常陸大宮市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討及び協議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、研究及び市長に対する意見の具申
- (3) その他男女共同参画に関する必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、12人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、男女共同参画社会づくりに関心と識見を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進会議委員の任期は、2年とする。ただし再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、直ちに後任者を定めなければならない。この場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を各1人置くものとし、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、推進会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、所管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第43号)

この訓令は、公布の日から施行する。

男女共同参画推進会議委員名簿

委嘱期間:R2.8.1~R4.7.31

No.	役職名	氏名	所属等
1	委員長	西村 和也	フロイデ DAN
2	副委員長	鈴木 幸子	常陸大宮市振興財団
3	委員	後藤 悟子	NPO 法人虹のポケット代表
4	委員	根本 正人	水戸北部中核工業団地連絡協議会会長
5	委員	楠 加代子	
6	委員	小林 由江	大宮聖愛保育園
7	委員	長田 華子	常陸大宮市男女共同参画推進アドバイザー
			茨城大学人文社会科学部准教授
8	委員	小口 弘之	株式会社ベジ・シェフ
9	委員	菊池 美也子	ひたまる先生会代表
10	委員	廣木 なほ子	常陸大宮市国際交流協会

*敬称略 順不同

3. 常陸大宮市男女共同参画推進連絡会

設置要綱

○常陸大宮市男女共同参画推進連絡会設置要綱

平成16年12月13日

訓令第2号

改正 平成21年4月24日訓令第43号

平成29年3月30日訓令第27号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進を図るため、常陸大宮市男女共同参画推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 男女共同参画に係る意識の実態調査に関すること。
- (2) 地域社会における男女共同参画の促進に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る広報・普及活動の推進に関すること。
- (4) 男女共同参画プランに関すること。
- (5) その他男女共同参画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長及び副会長は、会員の互選により各1名選出する。

3 会員は、別に定める部署の職員のうちから、当該部署の長の推薦を受け、市民生活部長が指定する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第43号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年訓令第27号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年度常陸大宮市男女共同参画推進連絡会会員名簿

令和3年1月31日現在

No.	所属部局	所属課	職名	氏名
1	政策審議室	秘書広聴課	主任	佐藤 香織里
2		企画政策課	主査	相田 英樹
3	総務部	総務課	主任	廣木 聡美
4		財政課	主任	神長 直樹
5		税務徴収課	主任	鈴木 貴裕
6	地域創生部	地域創生課	主任	秋山 大祐
7		山方支所	主任	大津 祥久
8		美和支所	主査	富田 万佐江
9		緒川支所	係長	疋田 浩美
10		御前山支所	係長	吉田 香代子
11	市民生活部	市民課	係長	小林 奈津子
12		生活環境課	主任	木村 洋二
13		安全まちづくり推進課	係長	斉藤 敦
14	保健福祉部	社会福祉課	主任	飯嶋 雅子
15		こども課	主査	河西 真由美
16		長寿福祉課	主任	鈴木 崇行
17		医療保険課	主任	和田 美香
18		健康推進課	主査	江幡 朱鳥江
19	産業観光部	農林振興課	主査	疋田 徹治
20		商工観光課	主査	久下沼 誠央
21	建設部	都市計画課	係長	菊池 雄治
22		土木建設課	係長	大森 優
23		すぐ対応課	課長補佐	内田 昌俊
24	上下水道部	総務経営課	課長補佐	佐藤 真一
25		施設管理課	課長補佐	岡崎 義則
26		会計課	主査	安藤 由美
27	消防本部	警防課	係長	木村 和史
28	議会事務局	議会事務局	主査	助川 妙子
29	教育委員会事務局	文化スポーツ課	係長	高村 恵美
30		学校教育課	主査	宇留野 美名子
31		生涯学習課	係長	掛札 恭子
32	農業委員会事務局	農業委員会事務局	係長	安藤 美由紀

*敬称略

4. 男女共同参画に関連する主な法律

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響

を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十

一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正: 令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定に

より通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場

合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場

所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間 当該親族等の住居、(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)
第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当

該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の

十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正: 令和元年法律第二十四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の

支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各

号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届

出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資

する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反し

て、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



笑顔がきらり☆まちプランー第3次常陸大宮市男女共同参画計画ー

令和3年3月発行

常陸大宮市 市民生活部 市民協働課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL:0295-52-1111

<https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>